

## 平成25年第4回砂川市議会定例会

平成25年12月11日（水曜日）第3号

### ○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 監査報告  
報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 3 意見案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について  
意見案第2号 重要5品目の聖域すら守れないならTPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加から撤退することを求める意見書について  
意見案第3号 JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書について  
意見案第4号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書について  
意見案第5号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する要望意見書について
- 閉会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 土 田 政 己 君  
小 黒 弘 君  
沢 田 広 志 君
- 日程第 2 報告第 1号 監査報告  
報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 3 意見案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について  
意見案第2号 重要5品目の聖域すら守れないならTPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加から撤退することを求める意見書について  
意見案第3号 JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書について  
意見案第4号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書について

意見案第5号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直し  
に関する要望意見書について

○出席議員（13名）

議 長 東 英 男 君	副議長 飯 澤 明 彦 君
議 員 一ノ瀬 弘 昭 君	議 員 増 山 裕 司 君
増 井 浩 一 君	水 島 美 喜 子 君
多比良 和 伸 君	土 田 政 己 君
小 黒 弘 君	北 谷 文 夫 君
尾 崎 静 夫 君	沢 田 広 志 君
辻 勲 君	

○欠席議員（1名）

議 員 増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	佐 藤 進
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	氏 家 実

総務課長 安田 貢  
政策調整課長 熊崎 一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長 井上 克也  
教育次長 和泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長 中出 利明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 湯浅 克己

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 佐藤 進

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 河端 一寿  
事務局次長 高橋 伸二  
事務局主幹 佐々木 純人  
事務局係長 杉村 有美

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

○議長 東 英男君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 東 英男君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) おはようございます。通告に従い、大きな項目で4点について一般質問をいたします。

まず、第1点目は、生活保護行政についてであります。生活保護は、失業やリストラ、商売の転廃業、病気や高齢者など無収入となったり、収入が減少して生活に困ったときに憲法第25条に基づいた権利として最低生活の保障を申請できる制度ですので、生活保護行政の次の点についてお伺いをいたします。

(1)、生活保護基準が本年8月から引き下げられましたが、生活保護受給者や生活保護基準に準じている他の制度などでの市民生活への影響について伺います。

(2)、生活保護締め出しにつながる通知書や調査書を申請者の親族に送付した自治体があり、道内では「扶養義務が生活保護を受ける要件であると誤認させるおそれがある表現が使われている自治体」に砂川市も含まれていると報道されておりますが、その事実経過についてお伺いをいたします。

(3)、安倍政権は、ことしの夏の通常国会で廃案になった生活保護改正2法案を今回の臨時国会で成立させましたが、この改正案の主な内容についてお伺いをいたします。

大きな2点目は、円安等に伴う灯油等の価格高騰対策についてであります。資源エネルギー庁によると、円安等に伴う原油価格の高騰で北海道内の灯油配達価格は前年同期比で約1割高い水準が続いており、今後も高騰する見通しだと言われておりますので、次の点についてお伺いをいたします。

(1)、北海道消費者協会は、今の価格が続くと年金の少ない高齢者の負担が非常に重くなると懸念しているのです。低所得者への福祉灯油の実施について。

(2)、公衆浴場や運送業、ハウス農家への経営支援対策についてお伺いをいたします。

次に、大きな3点目として、政府の新たな米政策の主な内容と市内農家への影響につい

てお伺いをいたします。政府は、11月26日、米の価格維持を目的とした生産調整、減反を5年後の2018年度をめどに廃止するなどを盛り込んだ農政改革を決定いたしました。生産者の意見を十分聞かず、わずか1カ月余の議論で結論を出す性急な手法に生産現場では大きな不安と混乱を招いております。今回の政府が決定した新たな米政策の主な内容と市内農家に及ぼす具体的な影響についてお伺いをいたします。

最後に、4点目として、市内に設置してある橋の現状と橋梁長寿命化修繕計画についてお伺いをいたします。今全国で橋梁の老朽化が大きな課題になっておりますので、市内に設置されている橋の現状と国土交通省が橋の修繕交付金を支給する前提として各自治体に策定を求めている橋梁長寿命化修繕計画についてお伺いし、第1回目の質問といたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から大きな1と大きな2の1点目についてご答弁を申し上げます。

初めに、大きな1の生活保護行政についての(1)、生活保護基準が本年8月から引き下げられたことによる他の制度などでの市民生活への影響についてご答弁を申し上げます。本年8月、国において生活保護における生活扶助基準が見直されました。この見直しにより、多くの被保護者への支給額が減額されることから、本市では被保護者に対してあらかじめ6月と7月の2回にわたり、8月から支給額が減額となる旨の説明資料を作成し、保護費支給額通知書に同封の上通知したところであります。基準改定に伴う影響につきましては、本年8月分保護費において支給を行った被保護世帯208世帯の影響額は、改定前の基準で算出した7月分の額が1,676万1,990円であったのに対し、改定後の新基準で算出した8月分の額は1,657万8,110円となり、18万3,880円が減額となったところであります。このことにより、保護廃止となったケースはございませんでした。また、生活扶助基準の見直しに伴う他制度などでの市民生活への影響につきましては、厚生労働省より5月16日付で「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」の通知を受け、影響が生じる可能性がある個人住民税の非課税限度額、準要保護者に対する就学援助、保育料、国民健康保険税、介護保険料の減額制度を担当する各所管部署と連携を図ることとしており、本年度につきましては影響が生じていない状況であります。なお、次年度以降の対応につきましては、国の動向や社会経済情勢を見ながら今後検討していくべきものと考えております。

続きまして、(2)の報道にあった扶養義務者照会における本市の事実経過についてご答弁を申し上げます。先般長野市において、親族への扶養照会文書に「保護に当たっては民法に定める扶養義務者の扶養を優先的に受けることが前提」との記載があり、これが扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現として11月7日の参議院厚生労働委員会にて指摘されたものであります。これを受け、全国的に実態調査が行われた結果、本市においても扶養義務照会文書に指摘のあったものと同じ記述が確認

されたところであります。その要因として、本市が導入している生活保護システムに搭載されている共通様式をそのまま使用したことにより生じたものであり、多くの自治体で同様の結果であったところであります。その後11月8日付で厚生労働省より扶養照会書等について必要な対応を図るよう求められたことを受け、この通知を受領した11月12日以降に扶養義務照会文書を送付する際は、誤認されるおそれのある「前提」の記述を削除することといたしました。また、システム開発業者に扶養義務照会文書の記述を改めるよう要請した結果、11月18日に改修作業が行われ、現在は文書表現の訂正が完了しているところであります。なお、これまで本市では扶養義務照会文書を送付する際「扶養義務者の方へ」と題する別添文書を添付しており、当該文書には「この調査は扶養能力の調査に重点を置いており、援助が困難な状況下にある扶養義務者から扶養援助を強要するものではありません」と記載しております。これにより、扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれはないものと認識しており、親族への扶養照会文書送付を理由とする申請辞退、申請却下は過去にも発生していないものと考えております。

続きまして、(3)、生活保護改正2法案の主な内容についてご答弁を申し上げます。生活保護法の一部を改正する法律案及び生活困窮者自立支援法案の2法案は、さきの通常国会において審議未了で採決がなされないまま廃案となりましたが、10月15日に開会された臨時国会に再提出され、12月6日に成立したところであります。成立した法律の主な内容についてであります。初めに生活保護法の一部を改正する法律の内容は6月定例会で答弁申し上げたとおりであります。まず保護の決定に係る手続の整備として、保護の開始の申請、開始の決定等に当たっての申請書の提出等に係る手続の整備や保護の実施機関は必要があると認めるときは要保護者、扶養義務者に対して資産や扶養状況などの報告を求めることができるものとする条項が新設されております。また、官公署等に対し税や国民年金などの必要な資料の提供を求めることや銀行、信託会社等に資産などの報告を求めることができるなどの条項も新設されております。次に、医療扶助の方法に関することとして、医師が後発医薬品の使用を認める場合、被保護者に対して可能な限り後発医薬品を使用するよう促すことや指定医療機関制度についてその指定及び取り消しに係る要件の明確化などが追加されております。そのほかにも、就労による自立に関することとして、安定した職業につくことにより保護からの脱却を促すための給付金の創設や健康、生活面等に着目した支援として、被保護者はみずから健康の保持及び増進に努め、また生計の状況を適切に把握することなどが加わっているところであります。次に、生活困窮者自立支援法の内容であります。福祉事務所設置自治体が必須で実施すべき事業として、就労、その他の自立に関する相談支援や各種事業の利用のための計画作成を行う自立相談支援事業、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当額を支給する住宅確保給付金が創設されております。また、地域実情に応じて任意で実施すべき事業として、就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する就労準備支援事業など

が創設されているところであります。以上が今回成立した生活保護改正2法案の主な内容であります。

続きまして、大きな2の円安等に伴う灯油等の価格高騰対策についての(1)、低所得者への福祉灯油の実施についてご答弁を申し上げます。福祉灯油につきましては、本市ではこれまで冬期における灯油の需要期に向けて価格が急騰した状況の中での低所得者に対する経済的生活支援の特別な緊急措置として、近年では平成19年度、20年度に実施してきたところであります。当時は、リーマンショックによる世界的金融危機等により原油の市場価格が高騰し、本市においても灯油価格が1リットル当たり130円を超えるなどこれまでにない灯油の値上がりとなり、国や道からの緊急、臨時的な支援措置を受けて福祉灯油を実施いたしました。以降本市では、灯油価格の推移を注視しているところであり、加えて社会情勢や経済情勢等を見た中で福祉灯油の必要性について判断してきたところであります。現在の灯油価格につきましては、昨年12月の安倍政権発足以来アベノミクスによるデフレ脱却の政策等により円安が進み、灯油価格もこれに合わせて高値で推移しているところであり、12月現在、市内販売店の灯油平均価格は1リットル当たり103円28銭となっており、前月と比べ85銭高となっているところであり、春先の4月の価格と比較すると5円11銭高という状況にあります。このことから、冬期における灯油急騰の緊急対策として実施した当時と比較して灯油急騰の状況に至っていないものと考えており、今現在、福祉灯油を実施する状況ではないものと判断しております。しかしながら、一方で生活弱者と言われる方々に対しまして本市では生活困窮世帯年末見舞金を行っているところであり、今後におきましても来年4月からの消費税引き上げが予定されていることもあり、恒常的に全体の物価が高く続いていくものと思われまますので、社会情勢や経済情勢等を注視した中で生活を支援するための施策に具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 (登壇) 私のほうから大きな2の(2)と大きな3についてご答弁申し上げます。

まず、大きな2の(2)、公衆浴場と運送業の経営支援対策についてであります。現在国が指定した642業種に対して業況が悪化し、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村の認定を受けた中小企業者を対象に借入額の100%を信用保証協会が保証するセーフティーネット保証制度がございます。市区町村が認定する企業の認定基準の項目の中に、最近3カ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること、原油価格の上昇により最近3カ月間の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合が前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていることが要件にもなっております。本市においても特定中小企業者の認定業務を行っているところであり、認定後については北海道の経営安定資金で100%信用保証協会が保証する「セーフティ

「セーフティーネット貸し付け」の融資の対象となるものであります。ご質問の公衆浴場や運送業への経営支援対策については、いずれもセーフティーネット保証制度の指定業種となっておりますので、申請があった際には迅速かつ確かな認定事務を進めているほか、低金利で運用している当市の制度融資を活用していただくことを含め、少しでも早く企業の経営安定に資するよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ハウス農家への経営支援対策についてであります。農林水産省の補助事業に燃油価格高騰緊急対策事業がございます。当該事業は、燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造の転換を進めるため、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備等の施設園芸省エネルギー設備のリースによる導入支援、あわせて農業者と国の拠出により資金を造成し、A重油や灯油の価格が一定基準以上に高騰したときに補填金を交付するセーフティーネットの構築に支援するもので、北海道燃油価格高騰対策協議会で事業を実施しております。現在砂川市内において当該事業に参加している農家はありませんが、国や協議会等からさらなる情報収集を行い、ハウス農家への情報の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大きな3、政府の新たな米政策の主な内容と市内農家への影響についてご答弁申し上げます。初めに、政府の新たな米政策の主な内容ですが、農林水産省及び新聞報道等の情報によりますと、現在国が米の需要見通しを定め、それをもとに全国及び各都道府県の米の生産数量目標を設定しておりますが、水田活用の直接支払交付金の充実による主食用米からの転換を促進し、きめ細かい需要、価格情報、販売進捗、在庫情報の提供などの環境整備を進め、その定着状況を見ながら5年後を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らなくても生産者や集荷業者、団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組む見直しとされております。これに伴い、経営所得安定対策の交付金額等の見直しがされ、米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家に対して10アール当たり1万5,000円を交付する米の直接支払交付金は平成26年産米から10アール当たり7,500円に減額され、平成30年産米から廃止されることとなります。次に、当年産の米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合にその差額を全国一律の交付単価で交付する米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止されます。また、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米、ソバなどの戦略作物を生産する農家に対して主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を交付する水田活用の直接支払交付金では、平成26年度から飼料用米、米粉用米に数量払いを導入し、10アール当たり最大10万5,000円が交付されます。また、当市では作付面積が多いソバは、10アール当たり2万円の交付金がこれまでの産地資金を拡充した産地交付金からの交付に変更されます。次に、麦、大豆、ソバ等の生産を行う販売農家に対して標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する額の交付金を交付する畑作物の直接支払交付金は、平成26年度からソバの営農継続支払いを10アール当たり2万円か



ら1万3,000円に減額、ソバの数量払いを1俵45キログラム平均1万5,200円から1万3,030円に減額されます。また、平成26年度からは未検査品のソバ、平成27年度からは規格外品のソバが交付の対象外となります。さらには、平成27年度から畑作物の直接支払交付金の交付対象者が認定農業者、集落営農、認定就農者に限定されることとなります。新たな対策といたしましては、平成26年度から日本型直接支払制度が創設されます。これは、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域内の農業者が共同で取り組む地域活動を支援する事業で、制度の内容は集落などの活動組織が多面的機能を維持管理するための地域活動への支援として新設する農地維持支払いと現行の農地・水保全管理支払交付金事業を組みかえた資源向上支払いの2本立てになっており、交付単価は北海道の場合、農地維持支払いが田で10アール当たり2,300円、畑で10アール当たり1,000円、資源向上支払いが田で10アール当たり1,920円、畑で10アール当たり480円となります。なお、現行の農地・水保全管理支払交付金事業を5年以上継続している地区については、資源向上支払いの交付単価が75%に減額されます。

次に、市内の農家に及ぼす具体的な影響ですが、経営所得安定対策の影響額につきましては平成24年度の実績をもとに試算いたしますと、米の直接支払交付金で10アール当たり1万5,000円から7,500円に減額されることにより3,262万9,000円の減、畑作物の直接支払交付金ではソバの数量払いが1俵平均1万5,200円から1万3,030円に減額されることにより840万6,000円の減額となります。また、ソバの水田活用の直接支払交付金が産地交付金に移行されますが、国からの平成24年度産地資金の配分額は約3,347万1,000円でしたが、今後ソバの水田活用の直接支払交付金の移行により産地交付金の配分額がどの程度になるか現時点では不明であります。さらには、平成27年度から畑作物の直接支払交付金の交付対象者が認定農業者、集落営農、認定就農者に限定されることにより3,494万9,000円の減、規格外品のソバが交付の対象外となることにより60万円の減と試算されます。以上、減額分の合計は7,658万4,000円で、平成24年度の経営所得安定対策による交付金額が2億2,321万7,000円ですので、約34.3%の減額となります。

次に、新たに創設される日本型直接支払制度の影響ですが、現在市内で農地・水保全管理支払交付金を実施している地区が4地区あり、この4地区で交付金額を試算しますと約493万6,000円増の1,540万5,000円となり、これらが市内農業者に影響するものと想定しているところであります。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 私から大きな4、市内に設置されている橋の現状と橋梁長寿命化修繕計画についてご答弁申し上げます。

市内には現在80橋の橋梁を設置し、維持管理を行っておりますが、これら橋梁の老朽

化につきましては大きな課題と位置づけており、平成24年度までに80橋全ての橋梁について老朽化の点検を実施したところであります。この橋梁点検で劣化及び損傷の状況を確認した結果、早急に補修が必要となる橋梁はなかったところでありますが、今年度この橋梁点検結果をもとに橋梁の早期修繕対応による経費の縮減と安全な道路網の確保を目的に橋梁長寿命化修繕計画の策定を行っております。この計画は、今後10年間で橋梁の補修を計画的に行うものであり、具体的な修繕方法は橋梁を支えている橋台、橋脚や車両等が通る床板のコンクリートのひび割れ箇所に補強剤を注入する修繕工事が主体になると考えております。現在、業務委託を行っております橋梁長寿命化修繕計画の完了工期は、来年の3月30日ですが、この計画に基づく主要構造物の修繕工事については補助対象となることから、計画ができ次第北海道とも十分協議を行い、最大限活用し、橋梁の長寿命化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、生活保護行政についてであります。1つ目の生活保護基準の引き下げ、8月の引き下げはそれほど大きなものではなかったわけですが、しかしこれから来年の4月からも含めて順次引き下げられる計画になっておりまして、生活保護受給者の生活に大きな影響を及ぼしておりますし、また先ほどもお話ありましたように円安による灯油の値上げ、あるいは電気代の値上げなど、さらに生活必需品の値上げに加えて、今度消費税の増税が大きいのしかかってくるということで、憲法で保障されている最低限の生活の保障ができなくなるということで今全国で不服審査請求運動が広がっておりますけれども、まず伺いたいのは市内ではそのような請求はないのか、あるいは北海道全体での審査請求の状況をもしつかんでおられればお伺いしたいというふうに思っております。

それから、(2)の親族から一定の援助を受けていなければ生活保護を受給できないとも読み取れる不適切な説明文書、それは今ご説明ありましたように民間企業が作成した文書をそのまま使ったということで、全国では厚生労働省の調査では10月末で519自治体に上り、道の保健福祉部によると道内の20の福祉事務所がこれを適用したと。それで、北海道全体では1万1,075通を発送したというふうに言われておりますが、市内ではこれはどのぐらい、何通発送されたのかお伺いをいたします。

次に、3点目の安倍内閣の生活保護法案の改正については、これは先ほど答弁ありましたように12月6日の国会で、衆議院の厚生労働委員会ではわずか3時間しか審議をしていないのに強行したもので、特定秘密保護法案の強行採決の中でこの法案も一気に強行採決されてしまったわけであります。この改正案は、扶養義務者の調査の強化、あるいは扶養義務を果たしていないと判断された場合の通知の義務づけとか、保護開始の要件にない扶養を事実上強制することになる、先ほどご答弁あったとおりでありますけれども、また生活困窮者自立支援法は生活保護からの追い出しにつながるのではないかというふうに言わ

れておりますが、この改正によってまず砂川市の生活保護行政は大きく変わるのか、それとも余り変わらないというふうに判断していいのかお伺いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいま3点ほどご質問をいただいたわけですが、まずこの生活扶助の関係の審査請求ということですが、市内においては今現在私のほうでは承知をしておりませんので、恐らく請求はされていないのではないかというふうには考えておりますけれども、この請求自体の行き先といいますか、こちらのほうで承知していない以上は出ていないのではないかということでございます。

それから、親族への通知文書でございますけれども、今私の手元に過去にさかのぼって何通出たという部分は、大変申しわけありませんが、押さえておりませんけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり誤解を招くというような文書ではございませんけれども、そこに扶養義務者に対して別添で書類をつけまして、強要するものではありませんということとは砂川市においては従来から添付をさせていただいておりますので、ですから本文はそうであってもそこに添付書類をつけておりますので、これが誤解を招いてそのことによって何か影響があったということはないというふうに考えているところでございます。

それから、先ほどご説明した2法案成立をしておりますけれども、これによって状況がどう変わるのかということでございますけれども、ここがどういう影響するかというのは法案が通ったばかりですので、実際にこの施行令ですとか通知、通達、この辺を見なければならぬということにはなりますけれども、ただ例えば申請という部分からいきますと、これは砂川市も従来から行っておるその申請が条文に明記をされたということですから、申請書も砂川市の場合は窓口にありますし、申請の方法もケースワーカーのほうできちんご説明をさせていただいているという状況でございます。ですから、その部分は、砂川市としては申請行為の部分は変わらないというふうに判断をさせていただいております。ただ、この2法案の中でやっぱり就業支援ですとか、例えば生活保護受給者にとってそれを脱却するための方法というのはこれから具体的に出てきましたら、これは砂川市として少し取り組みをすれば、今現在もやっておりますけれども、法律に基づいたそういう脱却というものも出てくるかと思しますので、こちらのほうは前段ご説明したとおりこの法の趣旨、それから通知、通達を十分に把握をしながら対応させていただきたいと。いずれにしても、真に生活保護を受給できる方については受給をしていただくと、これは従来どおりの考え方でございますので、これに基づいて肅々とその事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほどちょっと扶養義務照会をした件数ということで押さえていないということでご返答させていただきましたけれども、平成24年度におきましては282件、そ

れから平成25年度現在までは169件、扶養照会をしているところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 (2)のまず不適切な表現のある説明文書は、先ほどご答弁もありましたように国会で指摘され、道議会でも取り上げられております。新聞報道されておりますが、道の保健福祉部長はこの点では道の点検が不十分だったとして各福祉事務所に指導を徹底したいというふうに述べております。それで、今部長から砂川市はそういう文書、誤解される文書をつくって送付したのだけれども、別の文書を添付したからいいのだということには私はならないのだと思うのです。なぜこのような事態になったのかということを引きちとやっぱりよく点検して再発防止に努めていただきたいというふうに思うのです。これは、ご承知のとおり秋田県に本社のあるコンピューターのシステム会社がそれをつくって、それをそのまま活用したということになっているわけですが、そこを引きちと点検、道も点検をしなかったという点でやっぱり指導の不十分さを認めているわけですし、砂川市としてもそれをそのまま使うのではなくて、やっぱり引きちと点検をして、そうでない自治体もあるわけですから、福祉事務所も、やっぱり引きちとしていたところは引きちとしていたわけなので、よく点検をして再発防止に努めるべきだと考えますけれども、その辺についてのご見解をお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう一つ、(3)の場合は今生活保護の改正案が国会で強行、2法案が可決されましたけれども、日本政府の言う生活保護行政の常識が、今国際的には非常識だというふうに言われております。そのことは、ことし5月17日の国連の人権A規約委員会が日本政府に対し厳しい勧告を出しております。委員会では、日本で恥辱感が生活保護申請を進めることをためらわせていることに強い懸念を表明して、日本政府に対して最低保障年金の導入、生活保護手続の簡素化と申請者が尊厳を持って対応されること、生活保護の恥辱感根絶のための教育の実施ということを勧告をしているわけです。生活保護は、憲法第25条に基づいて最低限の文化的生活を請求できる制度ですので、砂川市の生活保護行政が本当に市民に対して国連人権委員会の勧告の立場で温かい思いやりのある対応をしていただきたいというふうに考えますが、その辺についてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 2点ほどご質問がありましたけれども、まず再発防止ということにつきましては、先ほどご答弁したとおり既にこの「前提」という文言をとって書類を作成しておりますので、既に誤解を招くようなこの文書は発送していないということではありますが、これを点検といいますか、なぜこういう事態に陥ったかということでございますけれども、これ前後の文脈からいきますと全体的に民法ですとか生活保護法、これの一つの文案を持っていくと明らかに間違いだというような文面ではないというふうな判断が実はあったと思います。それは、1つには例えば民法877条の第1項におきまし

ては「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」と、つまり民法に基づいてこれを出すのですよというのがまず1つあります。それから、生活保護法第4条第2項によりますと、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は全てこの法律による保護に優先して行われるもの」であると。つまり生活保護法の中では他の法律あるいは扶養義務、これは優先して行うべきものですよというこの法の趣旨に基づいて「前提」という文言が入った文書につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、民法に定める扶養義務者の扶養を優先的に受けることが前提となっていますということです。前後の文脈だけから判断しますと完全に間違いではないという判断でこういう文書ができ上がったというふうに考えております。ただ、最後に出てくる「前提」というのがこういう民法ですか生活保護法を知り得ないで見ますと、保護の前提になるのではないかと。これは、間違いなく誤解を招くという「前提」の表現でございますから、今までの点検という段階では法律の解釈だけでいくと完全に間違いではないということですので、今こうきたというような流れだったと思います。ただ、今回は全国的にこの「前提」という文言は取り除いて、そして文書をつくっていくと。ただ、砂川市におきましては、何回もご答弁申し上げますけれども、そういうようなものについても、そこでその前提という、そういう条件ではないですよというような文書をつけて発送させていただいているということで、全体的には誤解を招かないような扶養義務照会をさせていただいているということで考えていたので、今までこういうような状況になっていたということでございますので、今回再発防止策はとらせていただきましたけれども、現状としてはそのような流れがあったということでご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、2点目になりますけれども、法改正に伴う法律的な解釈でいきますと、憲法25条に保障されているというこの文案をもって生活保護法というのは昭和25年に全面改正を实はされております。ですから、生活保護法自体は、憲法の25条を最大限尊重してつくられているということになっておりますので、ですから個別の具体的なものについては私のほうで今ご答弁させていただくというのは適切ではないと思いますけれども、ただケースワーカーとしては日本国憲法25条に基づいた生活保護法、これに準じて事務を粛々と行っていくということでございますから、そのことによって先ほども申し上げたとおり真に生活保護が必要な方については生活保護を受給していただくと、この基本的な理念を持って事務処理を進めさせていただいておりますので、法律があって事務処理がございまして、実際にその法律が施行されれば、それに準じて先ほども申し上げたとおり粛々と事務を行っていくという考え方でございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 今の不適切な表現のある文書については、部長もさっき答弁ありましたように国会でも厚生労働省も認めているし、道でもやっぱりそれは不適切だったと、その「前提」というのがあることが。民法に基づいてつくられたのだろうけれども、しかしそ

それは「前提」とあるところは不適切だったということ認めていて、それで各福祉事務所に道の福祉部も指導を徹底したいというふうに述べているのです。ですから、それをやっぱり素直に受けて、ああだこうだ言わないで、国会の答弁でも道議会でもそこは認められているので、そこの誤解するような文書を使ったことはやはりよくなかったことなので、ですから今後システム会社がつくったものをそのまま使うのではなくて、よくその辺では法の趣旨を点検していただきたいということを申し上げているので、その点はそういうふうに申し上げて、ご答弁は要りませんけれども、申し上げておきたいというふうに思います。

次に、大きな2点目について質疑をさせていただきますが、福祉灯油についてです。ご答弁いただきましたけれども、昨年の冬は道内179自治体のうち151自治体が福祉灯油を実施しておりまして、ことしの冬は電気代も上がり、2010年比で6%以上の節電が求められているので、灯油暖房への切りかえもあり、道内の灯油の需要は前年を上回るというふうに予想されております。それで、総務省の統計の2010年の調べによると、世帯当たりの灯油代の年間支出が全国で最も高いのが青森市で10万9,841円、全国1位であります。次に、2番目に高いのが札幌市で9万3,017円となっておりますので、これからも灯油の需要がふえる見込みがありますので、その辺では砂川市の平均世帯当たりの灯油代のデータがもしわかればお伺いをしたいなというふうに思っております。

それから、公衆浴場、運送業、ハウス農家への経営支援対策については、今部長さんから国の支援対策の説明ありましたけれども、廃業や倒産、経営破綻の状態にある、非常に厳しい状況にあると。先ほど融資の問題もございましたけれども、それも先ほどあったように砂川でも一件も申請がない。なかなか厳しいのです、その申請条件というのが。したがって、円安による原油高騰対策というのは、国の政策によってそういうふうになったわけですから、やっぱり国や道に対して関係機関とも協議しながら本当に強く支援対策を要請していただきたいとともに、砂川市としてもできる範囲内での支援対策をぜひご検討いただきたいと思いますが、そのあたりのお考えはあるかないかお伺いします。

○議長 東 英男君 土田政己議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 先ほどのご質問でございますけれども、1世帯当たりの灯油の支出額ということでございますけれども、大変申しわけありませんが、砂川市独自の数字は押さえてはおりません。また、消費者協会のほうでもこの数字は押さえていないということでもございました。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 公衆浴場、運送業、ハウス農家の関係でございます。先ほどもご答弁させていただきました特定中小企業者の認定、これにつきましては平成24年度で11件、うち1件は運送業、そして25年現在までで4件ということで、確かに先ほどご説明させていただきましたそれぞれ条件がございます。全てということにはなりませんけれども、そういう状況の中で認定もさせていただいております。また、ハウス農家の関係につきましては、これら制度に乗るのには例えば省エネルギーの推進計画をつくるとか、あるいはそれぞれ受益する施設園芸農家でも3戸以上で農業団体等をつくるとか、そういうそれぞれ条件がございます。したがって、全てという状況ではございませんけれども、できるだけこういう制度を使ってお願いしたいと思っておりますし、また道内の自治体とも協議、連携等をさせていただきまして国に向かって要望できるものかどうか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、灯油等の価格対策について3回目の質疑をさせていただきますが、ご承知のとおり円安傾向は今後も続きますし、また産油国の政治情勢の不安定さも加わって原油価格の高騰は今後しばらく続くというふうに言われております。一方、賃金も上がらず、年金は下がり、生活必需品などの物価高騰する中、さらに灯油価格が値上がりするのでは市民の暮らし、特に高齢者、障害者、生活保護者、あるいは母子世帯などの暮らしは一層厳しい状況になってくることに疑いありません。先ほど答弁ありましたように、市長は来年度の新たな政策で支援対策を検討していきたいというふうに言われておりますので、ぜひこの点ではその内容を充実させていただきたいなというふうに思っておりますし、また砂川市の基幹産業である中小企業や農業などの経営が困難になれば地域経済にも重大な影響を及ぼすことになるのではないかと懸念しますので、この点について最後に市長に円安等に伴う灯油等の価格対策についてどのようなご所見を持っているのかお伺いしたいというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 円安に対する考えですけれども、国の政策に基づくものでございまして、当初からいわゆる大胆な金融緩和は円安を引き起こすので、恐らく地方には、市民も、また自治体にも消費税の増税と相まって大きな痛みが伴うだろうというのは行政出身者としてはある程度想定されていたと。ただ、アベノミクスは、大きく国民の支持を得たというのか、負の部分が余り選挙のときに争点にならなかったと。いわゆる社会保障と税の一体改革も、将来の社会保障の財源を確保するために消費税を上げざるを得ないのだと。いざふたをあければ、結構自治体と国民の負担に伴うものが増えていて、全国市長会でも私も社会文教委員に入っておりますので、その論議の中に加わっておりますけれども、全道市長会、全国市長会通して国と地方の話し合いの場の中で各自治体、全国

800の市長が統一見解の中で国に対応を求めているという状況にあるわけでございます。この円安による灯油の高騰につきましても、その痛みの部分でございますけれども、国の政策に基づくものについてそのまま地方が尻拭いをするとなると膨大な経費が出ていくと。首長としては、非常に頭痛いなというのがある程度想定されておりましたので、非常に難しい問題だと思いつつも、先ほど市民部長が申し上げたとおり灯油の高騰というわけでもないけれども、消費税も含めて弱者対策の何らかの対策は1つは必要になるのだろうということで、今内部で検討をしている最中でございます。個別具体的な話をするわけにはいきませんが、公衆浴場につきましてもどちらかというと浴場の経営者にお話を聞く機会がよくあるのですけれども、やめたいけれども、やめられない、それは経営の問題というよりも風呂に入る場所のない人がおられると。その人たちのことを考えると現実にはやめられないのだと。だから、灯油の情勢というよりも、そういう公衆浴場が本来なくなつては困るという分野についてはこの灯油とは関係なく、違うところで行政は考えていかなければならないのだろうなというのが私の基本的な考えでございます。余り具体的な話はちょっと申し上げるわけにはいかないのですけれども、何らかの対策は必要最小限とらざるを得ないものだというふうには思っておりますけれども、福祉灯油については急騰した場合というのがございまして、それを全部、国の政策の痛みの部分を市町村が補填するのは非常に難しいというのもございますので、その点についてはご理解を願いながら、新年度の中で何らかの方法を考えていきたいというふうに思っております。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 今市長からご答弁いただきましたが、これは国の政策によるもので、市長も部会に入つてご意見を述べられておられるようでありますけれども、ぜひ国に対して強く要望をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

次に、大きな3点目についてですが、新たな米政策についてであります。政府の新たな米政策は先ほどご答弁がありましたように米の生産減反、生産調整は2018年度をめどに廃止すると。減反する農家に直接払いする交付金、いわゆる10アール当たり1万5,000円を2014年度から7,500円に半減して、2018年度に廃止する。さらに、米の販売価格が基準を下回った場合、つまり米価暴落時の米価変動交付金も来年度で廃止するということになりましたし、その後は、対象者は先ほど言われた認定農業者、集落営農、認定就農者に限定して農業者みずからの抛出による新たな仕組みをつくるということなのです。これは、農家の人が皆抛出しなければ、自身が抛出せいということなのです。それで、お伺いしたいのは、先ほど砂川市の影響については約7,600万を超える大きな影響があるのですが、これがもし2018年度に1万5,000円も全部廃止されたらその倍になるというか、1億5,000万近い状況になってしまうのではないかなというふうに思うのでありますけれども、まずお伺いしたいのは砂川市内の先ほど言った認定農業者や認定就農者に限定するというのがあるのですけれども、砂川市内の認定農業者の数



と、そのうち水田農業者は何戸あるのか、もしわかればお伺いしたいのと、認定就農者というのは市内におられるのかどうか、これについてお伺いいたしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 まず、認定農業者、認定就農者の市内の状況でございます。平成25年、ことしの12月の今の状況を申し上げますと、認定農業者は64軒市内で認定をとっていただいています。また、水田あるいは畑の関係の人数、内訳ですけれども、大変申しわけございませんが、本日はちょっと内訳持っておりません。それと、認定就農者、これにつきましてはことし12月段階で10軒の認定就農者がいるという状況になっております。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 今言われましたように、市内でもし認定農業者に限定されるとすれば、64戸の農家しか結局、言ってみれば残らないというか、そんな施策なのです。特に砂川市は、中小零細農業が多いわけですし、そういう中でも一生懸命頑張っている人は頑張っておられるわけですから、この辺は非常に市内の今後の農業経営について厳しい状況になるのだろうというふうにも懸念されるところであります。

そして、時間も迫っていますが、もう一つお伺いしたいのは、先ほど答弁もありましたように、今度政府が今回の目玉としているのが飼料米の交付単価の引き上げで、10アール当たり助成金8万から最高で10万5,000円にするということに言われておりますが、なかなか最高限度をもらうには条件があって8万円というのが普通なのですけれども、しかし飼料米の生産は飼料製造工場や畜産経営の連携でできれば有効なのですけれども、今生産が非常に全国で伸び悩んでいるというのが現状です。その原因は、地域に飼料工場や畜産農家がなかったり、一旦飼料米を栽培すると品種がまじってしまい、食料米がつかれないことなども挙げられているわけなのです。実は先般、道の農政部との話し合いの中では、現在家畜の餌である輸入トウモロコシは釧路港に入ってくるのが1キロ30円前後だそうです。円安ですから高騰しているのです、これでも。30円でも高騰しているのですが、そうすると飼料米の価格は30円しても一俵1,800円にしかならないのです。キロ30円ですから、60キロで1,800円にしかならない。それも今の円安で高いほうだと。これよりも安くなる、1,500円ぐらいになる可能性もあると。ですから、もし10アール当たり10俵とって1万8,000円か1万5,000円にしかならないということで、8万円もらっても全然採算が合わないというふうに道の農政部自身も認めているのです。それで、ちょっとお伺いしたいのですけれども、私ども、もし飼料米をやりなさいといっても砂川の農家の現状、農地の現状などを見ると非常にそう簡単にはいかないのではないかなというふうに考えますが、市内の土地の現状で飼料米の作付について市の農政課としてどのように、砂川で実際できるというふうにお考えなのかどうか、まずこの点についてお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 この飼料米の転換につきましては、議員さんご指摘のとおりで、今国はまさに主食用米が年間大体8万トンぐらい減少していると、そういう中で新たに飼料米へ転換をとということでございます。これにつきましては、今もご質問の中でありましたように飼料米に単純にいくといってもやはり品種の問題、あるいは販売ルートの問題、貯蔵施設の問題等々ある中で、道といたしましても近日中に企業や関係団体を含めて協議会を設立するというような情報も出ております。したがって、私ども、道内で特に砂川の状況の中でも単純にすぐ飼料米にいくかといってもやはり難しい状況はあると思います。ただ、いずれにしましても国のほうでも今回飼料米については8万円から最高限度で10万5,000円というような助成も考えているというようなことで、できるだけ飼料米に持っていくということでございますので、この辺課題となる問題、先ほど申し上げましたようにありますので、この辺の状況を踏まえた中で私どもやはり道内、あるいはそれぞれの自治体と連携をとりながら、これ砂川だけの問題ではございませんので、そういう中で国及び道を含めて、国に向かって対策をとっていただかなければならないものについてはやはり国に要請していきたいと、そのように考えております。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 飼料米については、今後どうするかというのはそう簡単にいかない問題ですし、長く転作をして砂川の場合はソバなどを植えている水田をどうするのかということはそうもいかないのです。ですから、もちろん近隣市町村や道との検討課題に入るのでしようけれども、やはりその辺では実情をしっかりと訴えていただきたいし、地域の状況、農業の実情を訴えていただきたいなというふうに思っております。

そこで、農業生産は、安全な食糧の生産と供給とともに地域経済、あるいは集落の維持、国土や環境の保全など、経済効率ではかれない大事な役割を私は担っているのだろうというふうに思っております。農業を基幹産業としっかり位置づけて砂川市の地域農業を守り、発展させていかなければならないことだというふうに考えます。今回の政府の新たな米政策は、生産者や地域の意見を十分聞くことなく決定したため、今言われましたように生産現場に不安と混乱を招いて、特に農家の将来像が見えない状況になってきて、せっかく若い経営者の皆さんが将来が見えない状況になっていると思うのです。やっぱりこのような農政改革は地域の実情には合わないわけですから、これを政府に強く転換を求めて、関係機関と協力しながら求めていっていただきたいというふうに思いますが、その辺についてのお考えについて最後にお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 これにつきましては、ご質問の中でありましたようにまさしく時間短い中で国の方針ということで、実は農業者の皆さん、来春、営農計画を立てるに悩んでいるという状況もわかっております。そういう中で私どももできるだけそういう情報

を提供していきたいと思っていますし、またまさに砂川だけではなくして、各道内の自治体の中でも同じような状況になっていると思っておりますので、そういう中で先ほど若干申し上げさせていただきましたが、道内の自治体とも連携をとりながら国に向かってやっぱり発信していかなければならない分はしっかり発信していかなければいけないと考えておりますので、そんなことをご理解を賜りたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 最後に、4点目の橋の老朽化の現状と橋梁長寿命化修繕計画についてお伺いをいたします。

先ほどのご答弁をいただきましたが、先般の新聞報道によると、11月1日現在、空知管内24市町の15メートル以上の橋の数は976橋で、そのうち築30年以上が467橋、48%を占めるという報道がされております。そのうち50年以上の橋が26あるというふうに言われておりますが、砂川市はその調査では橋は全体で80橋と言われましたが、15メートル以上というのがあるのです。15メートル以上の橋は、砂川で51橋、それでそのうち30年以上は22橋とのことなのですが、1つは50年以上の橋はあるのかどうなのか、まずお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 50年以上の橋梁ですけれども、これにつきましては80橋のうち3橋ございます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 3橋あるようではありますが、これは先ほど説明では今すぐ修繕が必要ではないというふうに思っているのですが、答弁ありましたのですけれども、かなり老朽化しているのではないかと思います、その辺は緊急度はないのですか。

○副議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 先ほどもお答えいたしましたけれども、橋梁の修繕計画でございますけれども、今後10年間で行う計画でおりますけれども、これらの橋梁につきましては主要幹線道路、西2条通り、そして東1条通り、こういった主要幹線道路にかかっている橋、そして高速道路にかかっている橋、これ9橋ございますけれども、これらの橋、そして今議員さんおっしゃるとおり50年以上の橋3橋ございますけれども、これらが主な修繕対象になるというふうに考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 橋の状況はわかりました。

それで、橋梁長寿命化修繕計画についてですが、先ほど答弁もいただきましたが、橋が老朽化して損傷がひどくなって大規模な修繕が必要となる前に計画的な修繕をすることで橋を長もちさせるというのが目的で、ご承知のとおり国土交通省が2007年度から各自治体に策定を促している。自治体は、自治体がそれぞれ管理する橋の築年数や劣化ぐあ

い、補修に係る費用などを調査して把握した上で先ほど答弁ありましたようにおおむね10年計画で事業を進めるという中身のようではありますが、砂川市は先ほど答弁では今策定中なのか策定が終わったのかなのですが、計画を策定して自治体に交付金をいただいて自治体の負担をできるだけ少なくするというのが国の目的のようでもありますので、これはまだ計算されていないのかどうかわかりませんが、この交付金については修繕費の何割ぐらい国から交付されようとしているのか、もしわかればお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 この計画につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、完了工期が来年の3月30日でございます。今委託業者と担当職員の中で今後10年間の計画を策定中でございますけれども、この補助対象、主要構造物の修繕が補助対象になるわけでございますけれども、60%の補助率でございます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 ぜひこの計画策定を急いでいただいて、国の補助交付を受けて、今すぐ危険でないと言われますが、私の見るところでかなり劣化したり、あるいは改修が必要だなと思われる橋も結構見受けられますので、やっぱり地域の住民の安全とか交通安全等々のことも考えましてこの計画を早くつくられて、橋を一年でも長くもたせるということが目的なので、早急に修繕に取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますので、最後にその点についてのご所見をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 橋梁につきましては、おおむね50年が耐用年数というふうに考えてございますけれども、先ほどお話をさせていただきましたけれども、80橋全て点検を行っております。それで、早急な補修が必要な橋梁はないところでありますけれども、いずれかはかけかえの時期が来ると、1橋、橋をかけかえるに2億から約3億かかりますけれども、補修を行って少しでも寿命を長くして経費の削減をしたいというふうに考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） それでは、3点にわたって一般質問を行います。

まず、1点目は、公民館の耐震化についてであります。これまでの議会答弁で市長を初め、今後はまず公民館の耐震化をとの発言が聞かれています。公民館の耐震化の時期は近いと思いますが、耐震化工事と同時に大規模改修を行うのかなど、基本的な考え方をお伺いします。

2点目としましては、市役所、公民館を複合施設とする考えについてお伺いします。両施設は、市民にとって利用度の高い重要な施設です。市役所について、市長はことしの6月議会で耐震化のためであれば補強ではなく建てかえが必要と答えています。今後は、砂川市も大幅な人口減少が予測され、公共施設のコンパクト化も考える必要があります。地

震にも水害にも強く、まちなかの集客施設として両施設などを複合的に建てかえる考えについてを伺います。

最後に、3点目、地域公共交通についてです。9月の実証実験が終わり、その調査結果が市のホームページに掲載されています。そこで、以下について伺います。

まず、1点目、9月の実証実験をどのように総括されているのか。

2点目は、9月の実証実験と同規模の本格運行を行うにはどのくらいの年間事業費が必要なのかを伺います。

最後に、3点目、来年2月に2回目の実証実験が行われる予定ですが、9月の結果を踏まえ、どのように実施されるのかを伺います。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 (登壇) 大きな1の公民館の耐震化についてご答弁申し上げます。

現在公民館では、市民の生涯学習の拠点施設として多くのグループ、サークルが活動を行っているとともに、講座や講演、各種事業の展開により毎年延べ3万人を超す方にご利用いただいております。しかし、平成23年度に実施した耐震診断におきまして建物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した耐震指標でありますI s値が耐震改修促進法等で示されている耐震指標の判定基準である0.6を下回っている部分があり、耐震補強の必要性が指摘されたところでもあります。このことから、必要な耐震化工事につきまして検討を進めた結果、多くの利用者の皆様の安全、安心の確保と災害時避難施設の整備充実を図るため、耐震壁や鉄骨ブレースなどによる耐震改修が必要と判断しているところでございます。さらに、本施設につきましては、昭和56年に建設されたものであり、既に築32年が経過し、施設設備の老朽化が進み、修繕などを行いながら維持管理に努めておりますが、利用者から要望の多い冬期間の寒さ対策とあわせ、排水管、給水管、給湯管の交換など施設全体で改修が必要な状況であります。これらのことから、耐震改修を実施するに当たり、今後施設を長期間にわたり使用できるよう長寿命化のための改修工事もあわせて行うことで工事の効率化を図ろうと検討を行っているところであります。また、利用者が快適に利活用いただけるような環境整備や利便性の向上なども視野に入れながら改修計画を検討していくことが必要と考えております。耐震化を含めた本施設の改修を図り、今後も長期にわたり本施設を使用していきたいと考えていることから、現在、実施設計に向け検討を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 私から大きな2、大きな3につきましてご答弁を申し上げます。

初めに、大きな2の市役所、公民館を複合施設とする考え方についてご答弁を申し上げます。ご質問の市役所と公民館の複合施設という考え方につきましては、大きな1でただ

いま教育委員会よりご答弁申し上げましたとおり、公民館は利用者の安全、安心の確保と災害時避難施設としての整備充実を図るため耐震改修を行うとともに、長寿命化のための改修工事をあわせて行う考え方であり、今後工事の実施に向けて取り組みが進められる予定でありますので、市役所庁舎を改築するとした場合においても公民館との複合化は想定していないところであります。また、本年8月より市役所庁舎を改築する場合の基礎的な資料を作成するため、庁内において総務部を中心とした職員による内部検討に着手しておりますが、この場においては建設候補地や施設規模などのほかに他の公共施設等との複合化についても可能性を検討しているところであります。市役所庁舎は、まちづくりの基点となる公共施設であることから、来庁される市民の利便性や災害時の対応など多数ある課題を整理しながら方向性を定めていかなければならず、その一つとして他の公共施設等と複合化することで得られるメリットや逆に支障となる点も勘案しながら内部協議を進めている段階にあります。今後庁内における論議を重ね、複合化を含む庁舎の将来的なあり方について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな3、地域公共交通についてご答弁を申し上げます。初めに、(1)、9月の実証実験をどのように総括されているかについてであります。実証調査運行は本年2月に新たな公共交通の必要性について検討するため設置した砂川市地域公共交通会議が主体となって、新たな地域公共交通の是非を含む生活交通ネットワーク計画を策定するための調査事業の一環として、市内における新たな公共交通を検証するため実施したものであります。9月の1カ月間を調査運行として、土日を含む30日間の運行をいたしました。具体的には、南地区にコミュニティバスとしてマイクロバスを2路線、北地区に乗り合いタクシーとしてジャンボタクシーとセダン型タクシーを2路線運行いたしました。コミュニティバス、乗り合いタクシーともに砂川市として初めての事業であり、事前の地域説明会や老人クラブへの説明、広報紙や町内会宛ての回覧、チラシ配布などを行いながら実施したところであり、この事業に対しての認知度は後日のニーズ調査の結果やまちなか乗降所である公民館とふれあいセンター利用者の聞き取り調査によると7割ほどでありました。調査運行を利用しなかった理由では、「その他」と「乗りたい時間に便がない」という理由が多く、自家用車などの利用が多いことがうかがえました。また、利用方法がわかりづらいことも指摘されたところであります。調査運行を利用された方では、女性の高齢者が多く、通院や買い物の利用が大部分を占めており、ふだんは路線バス、タクシーを利用している方が代替交通として利用したことがうかがえました。調査運行の利用者数につきましては、南地区のコミュニティバスが150名、北地区の乗り合いタクシーが26名という結果であり、コミュニティバスの利用率は392便の運行であったことから、1便当たり0.38名、1日当たり5.0名の利用者であり、予約型乗り合いタクシーも392回の運行を予定しておりましたが、予約回数が25回、26名の利用という結果であり、1日当たり0.87名の利用でありました。全体といたしましては、利用者は非常に

少なかったというのが9月の実証調査運行の結果であります。

続きまして、(2)、9月の実証実験と同規模の運行を行うにはどのくらいの年間事業費となるかについてであります。9月の実証調査運行は北地区の乗り合いタクシーと南地区のコミュニティバスをそれぞれ平日4便、休日2便を運行いたしました。同様な運行形態で1年間本格運行として最大限運行した場合には、国庫補助の対象となる運行経費で試算を行いますと、北地区の乗り合いタクシーで年間約1,200万円、南地区のコミュニティバスでは年間約2,200万円の合計3,400万円程度が事業費となると考えているところであります。事業費のうち国庫補助は上限で約900万円となり、残りの約2,500万円ほどが市の負担となるところであります。

続きまして、(3)、来年2月に2回目の実証実験が行われる予定であります。9月の結果を踏まえ、どのように実施されるかについてであります。来年2月の実証調査運行につきましては先日開催いたしました第4回地域公共交通会議の中で協議し、承認をいただきました。9月の運行を踏まえ、運行方法を変更することとし、南地区をセダン型タクシーによる乗り合いタクシーの運行、北地区をジャンボタクシーによるコミュニティバスの運行としたところであります。9月の結果や事前の説明会での意見、ニーズ調査などを参考に2月の運行につきましては平日の午前中の便を1便ふやし、1日5便とし、買い物利用者のために市民生協、アイアイ、アシルの3店舗をまちなか乗降地に設定し、乗りおりを可能といたしました。また、乗り合いタクシーにおいては、帰りの便の予約変更を当日に行うことができるようにするなどの改善を行い、実施するところであります。市民周知につきましては、広報すながわ、ホームページの利用はもとより、直接利用者に説明ができるよう1月中旬から各地区町内会館での説明会や老人クラブ等への訪問を実施し、利用方法について周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、一問一答ですので、公民館の耐震化のことについてまずお伺いをしたいと思います。

先ほどのご答弁によりますと、耐震化をしつつ長寿命化のための改築もあわせて改修をしていながらというお話がありました。私が今回これ聞こうと思ったきっかけが、教育委員会を出している事務の管理及び執行の状況報告書というのを見てちょっと驚いたのですけれども、その中で公民館、郷土資料室及び図書館の施設管理事業という項目がありまして、その評価として「施設設備の老朽化、陳腐化が進んでいることから現代的な学習ニーズや課題に十分対応できる状態ではないが」というような文章がありまして、老朽化はわかるのだけれども、陳腐化という言葉がえらく刺激的に思えたのです。確かに30年はたつて、ほかの市役所なんかは四十数年たっているのに、まだちょっとましかなというところだったのですけれども、さすがに公民館としての役割、これから求められていく、つまり社会教育的な学習ニーズとしては相当、箱的に陳腐化が進んでしまっているのかなと。

教育委員会ご自身がそういうふうに関後の事業を進めていく上で考えていらっしゃるというところは、とても大きなことだなというふうに関実は思うのです。

まず、ちょっと関後の質問に入る前に1個だけ確認したいのが、公民館とセットになっているものとして図書館というのがあります。これは、今回実施設計をしていこうというふうなことがあるのですけれども、入り口一緒で入っていくのですけれども、図書館というのはどういうふうな位置づけになるのかお伺いできますか。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 図書館の位置づけということでございますけれども、今回ご答弁しております耐震化の中には図書館は含めてございませぬので、公民館を入りまして左に向かいまして図書館の入り口、本当に入る入り口までが公民館という位置づけでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 わかりました。

先ほどから言っている、余り何回も何回もなんですけれども、陳腐化という、つまり建物そのものの耐震化というのはもちろん大事なことなのですけれども、結果的にこれからの学習ニーズということにしてみると少々使い勝手が悪くなり過ぎているのかな、今現在。そういうことを含めていったときに、果たしてこの建物をこれから耐震化をして今後そのまんまの状況でももちろん使っていくとすれば、排水、給湯、こういうものも当然改修も必要になってくるだろうし、しかも冬の寒さというのが利用する人にとってみればかなりの要望事項としてあるという、つまり耐震化以外に相当お金がかかってくるのではないかなというふうに関思うわけです。これ私体育館のときも言いましたけれども、耐震化ということ自体が実は建物そのものの延命につながるということではないというのが専門家のほとんどの意見なわけです。具体的に言えば、例えば人間の体に例えてもいいのですけれども、やっぱり基本的な骨組みとか筋力とかというのは高齢化とともに劣化をしていくものですから、幾ら外側がっちりさせていっても基礎的な部分というものに手を加えない限りはやはり耐用年数をさらに長くするというにはつながっていかない、そういうような状況がまず1つあるということ。

あわせて、やっぱり施設そのものがこれからの人たちにとってみると本当にもっともっと使いやすい形になっていくのがこれからの社会教育、あるいはそういう意味での学習ということになっていくのだろうというふうに関思うのです。今の公民館ちょっと見ますと、まず実際エネルギー源が地下にあるので、水害のときには避難所には指定にならないと。それから、トイレの洋式というのも道半ばなのです。階によっては、全然洋式化になっていない。高齢の人とか、あるいは着物着た人たちは非常に不便な部分がある。

もう一つは、地域交流センター建てるときによく議論になったのが、公民館とダブってしまうようなことが多くなっていくのではないかという議論が大分あって、実際地域交流



センターと公民館を合わせていくと、今は上手に振り分けられているのですけれども、ただ今後人口がもっともっと少なくなっていくときに、果たして両施設というのが本当に必要なかどうかという議論をしていかなければならないのではないかなというふうに思うのです。現に今、公民館の中でも余り使われていないなというふうに思われる部屋が結構あるのです。例えばあそこにプレールームなんていうのあるのですけれども、これも余り子供たちがあそこで遊んでいる姿は見られません。それと調理室、これもゆうとダブってしまっていてなかなか公民館の調理室も、前は手打ちそばなんか私もやっていましたけれども、そういうのもみんな交流センターに行っていたりとか、本当に古くなってしまったので、大集会室の一番上の音響、照明なんていうのもかなり不備でね、ゆうと比べると。ただ、ゆうでも全部が全部いつも満室かという、全然そういうことでもないということも考えていくと、やっぱりここが今思案のしどころなのではないかなというふうに思っているのです。実際今3万人ほどのという延べの利用人数のお話がありましたけれども、なかなかその部屋によって年間例えば1日で、あの部屋13部屋ぐらい分かれていますけれども、1日で10人を超えるというような利用率というのはほとんどの部屋の中で見られないという状況があるというふうに私は思っているのです。

今お話としては、これから実施設計に向けた準備をしていくというようなお話があったので、今ここでどうのと言ってもこの答弁が変わることにはならないだろうというふうに思うのですけれども、ただ私としてはやっぱりここが本当に思案のしどころなのだろうというふうに思うのです。この先を考えていったときには、私は本当に今ここ、この公民館がかなりのお金をかけた上での大規模改修、耐震化ということが必要なかどうかというふうに再度問い直したいというふうに思います。

今この部分でお伺いするのは、実施設計これからやっていくので、それが終わらないとというようなこともあるかもしれませんが、ただある程度の計画というのはこれまでも考えられてきたと思うので、今思われている時点で結構ですから、もしも耐震化、あるいは大規模までいかないのでしょうかけれども、改修をする上での大体事業費はどのくらいだというふうに予測されているのかお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 事業費ということのご質問でございます。今ほどご質問の中でもご指摘をいただきましたとおり、正式には正確にはまだ実施設計をしてからということになりますし、また現在、実際の事業、どの工事をどうするということにつきまして、最終的にその内容につきまして精査をしている段階ということですので、事業費につきまして今お答えできる材料を持ち合わせてございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 全くないということなのですね。

では、この部分では最後の質問にしますけれども、今後のスケジュール的なもの、来年は実施設計に向けて準備をしているということですが、どうしていきたくないのか、事業費が出てくるのは大体どのぐらいになるのかお伺いします。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 スケジュールということでございます。教育委員会といたしましては、今月中に臨時の教育委員会を開催いたしまして、まず予算についての市長への申し出について承認をいただくという手続になっております。その後市長の予算査定などを経まして、事業費につきましては確定していくものというふうに考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 次に、2点目のほうに入っていくのですが、まずは質問だけさせていただきます。

それで、公民館のほうはこれから実施設計に、耐震化をすると。私はやっぱりそこをもうちょっと考えてほしいというのがまず1点あります。

それを思いながら次の2点目の質問に入るのでございますけれども、市役所の建てかえということに関しては既に市長はあそこは耐震化するのだったら建てかえるのだというようなお話を表明されていますし、このたびは新体制になった商工会議所のほうも市役所の庁舎建てかえについて要望出されたというような報道があったわけですね。その点で市役所の建てかえについてどのような商工会議所の要望があったのか、またそれに対してどのような回答がされたのかという点をまずお伺いしたいと思うのですが、

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 11月28日の商工会議所による砂川市に対する要望書の内容でございますけれども、当日私のほうに急遽葬儀が入りまして実際にやりとりする時間が非常に短かったものですから、後日こういう機会でないところでまた何回か、これからは商工会議所と行政とは執行する側では両輪になるので、いろんなところで協議をしていきたいと思いますというような話でございまして、個別具体的な要望はそれぞれ商工会議所のほうから話でございまして、庁舎改築についても要望がございました。私が常々申し上げているのは、これは市民の方にも申し上げているのですが、まずは市民が使う公共施設の耐震化、これを優先してやっていくのだと、それを手順踏みながらやっていくと。それから庁舎に関しては市民の理解を得ることも必要だと、このようにお答えをして、そ

の後葬儀のほうがありましたので、退席をしたということでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 わざわざ市長にご答弁いただいて、済みませんでした。

先ほどお昼、公民館の質問もしているのですが、ちょっと公民館の食堂行って食事をしてきたのですけれども、公民館で楽しまれた後のご婦人たちでしょうか、これから行くご婦人たちでしょうか、結構たくさん食事されていたのですけれども、残念ながらコートを着たまんま食事をしないとというふうな状況を見てきて、あと付随する図書館なんかにしても、このぐらいの受験シーズンになるとかつては子供たちがいっぱい勉強する姿というのが見受けられたのですけれども、最近ではほとんどあそこで勉強する姿というのが見えなくなってきました。ただ、滝川市の図書館行くとたくさん子供たちがやっぱり勉強していたりするのは。砂川市の図書館は、空調の音が結構頭の上からうるさく聞こえてきて、それから暗いのですよね。というように、市民へのサービスはあるのだけれども、ではこれからのいろんなものに対応するものが整っているかということ、やっぱりなかなか、経年劣化による現在のニーズと相当合わなくなっている公共施設が本当に多くなったなというふうな今思っているのです。そういう意味からすれば、本当に市役所もまさにそのとおりであるわけで、耐震化ということはいいのですが、ではその耐震化とともに新しい市民ニーズとうまく公共施設がマッチできていくのかという問題というのはまた別のところにあるような気が私はしているのです。市長も短い時間での話をされたのは、まずは市民が利用するものということでお話がありました。ただ、市役所も大いに市民が利用するべきところであるはずだし、べきだし、この市役所周辺というのはたまたまきょう取り上げた公民館、図書館、そして福祉センター、これも古いけれども、地下のほうには学童保育で子供たちが狭い中でサービスを受けている、あるいはあれだけ広いのだけれども、どれだけの人たちが福祉センターをホールや何かで利用されているかということ、なかなか使いづらい形になってしまっている、またこの前も言いましたけれども、福祉の殿堂であるにもかかわらずトイレの洋式化にはなっていない。やっぱりどうしても施設の古さというものと連動してしまうのだろうなというふうに思うのです。

そういう形でするならば、まず市役所という本体がどうなっていくのかということが一番の大きな課題であって、では市役所もこれから人口減少やいろいろな形がある中で、そして周りの施設もそういう状況の中で市役所が単体でいっていいものかどうかということは十分あるし、この市役所自体だってまだまだコンパクトにできるものってたくさんあるのではないかというふうに思ったりもするわけです。例えば自分たちのことというならばですけれども、この今私がしゃべっている議場ですけれども、年間365日の中で何日間ここが活用されているかということ、ちょっと調べると年間20日間なのです。大事な議場ではあるのですけれども、20日間以外は全くクローズされているのです、この大きなスペースが。これだけのスペースがあればいろいろなことに市民サービス、あるいは会合や

いろいろなことで使われるのではないかというようなこともあったり、いろいろなことを今考えていくチャンスではあるかなというふうにも思いつつ、今回この2番目の複合施設とする考え方ということをお伺いしているのですけれども、ただ先ほど総務部長のお話では何か他の施設との複合化を考えているというようなご答弁もありました。相当これまでと違ってきている話になっているのだなど、内部ではそんな話が出ているのだなどというふうにもちょっと思ったのですけれども、この質問に関しては、どうしても市長にお伺いしたい部分というのは、市役所あるいはこの周辺施設ということを経営的に考えていったときに、市長はどんなふうな公共施設、この周辺ということに特に限らせていただいたときに、これから先どんなふうを考えているのか、そしてどういう方向性を持たれていこうとしているのかというのを、たまたま今回は市役所、公民館ということの複合施設ということで質問をしていますけれども、お答えいただければなというふうに思っております。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 私の考え方ということでございますけれども、いわゆる市長が全部やるなんていうのは不可能でございます。私が求めているのは、これはあくまでも勉強会ですから、ある程度どういうスタイルのものか、経費はどのぐらいになるのだとかという基礎資料は持たなければならないと。ですから、防災の観点であったり、いわゆるコンパクトなまちづくりの中でどこが適切なのかとか、大まかなところを全て網羅した中でいろんな方法を検討してくれということをお願いしております。今それぞれ関係部署でやっている最中で、詳しい報告は私はまだ受けておりませんが、いろいろな方策を全部、それをやるということではなくて、こういうふうにしたらどうなるのだろう、敷地はどうなるのだろうというのをいろいろ恐らく総務部長以下で今やっているところで、これをやりますと言ったのもたしか9月議会で言ったと思います。まだ基礎資料の段階から出ていないのではないかなという感じもするのですけれども、それらを全部検討した上で報告書が上がってきて、それからの話になりますので、私は考えられるものは全部考えてくれと大まかな指示しかしてございません。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長はそういうお考えなのだろうとは思っています。ただ、まちづくりということを考えていったときに、市役所を建てかえるということは市長もおっしゃっているわけで、耐震化のためには建てかえがいいと言ったということですね。建てかえるとは言っていないということですね。それは、建てかえるということと言ったと同じようには思うのですけれども、まずそのポイントというのができたわけです。市長もそういう思いはあるのだということは発信されたわけで、ではそのときに十分この市を預かるトップとしての、市長としてどういう思いがあるのかということが私は示されてもいいのではないかなというふうに思うのです。市長も市長になられてもう3年たって、来年のもうちょっとたてば次の選挙ということにもなるし、ぜひともこういうことを、明るい話題を2期目の

メインの政策に掲げるぐらいな気持ちで進めていってほしいなというふうに思うわけです。何でというのは、具体的なことというのはどんどん、どんどん事務方が詰めていけばいいと思うのです。でも私は、市長という立場の方はやっぱり大きな構想というものを自分なりにどんと示されると。つまりこのことは新しい公共事業にもなるわけですし、公共事業ということについて市長はこういうこと考えているのだなというふうな思いが伝わっていけば、人を雇うということにもつながっていくし、設備投資にもつながっていくというふうに思うわけです。どれだけ積み上げていっても最終的にどうなるかわからないよりも、トップが私はこういうふうにしたいのだというまず青写真を示すということは、とても市の方向性ということとしては大事なことではないかなというふうには思っているのですけれども、このことについてはこれ以上今お伺いしてもなかなか新しいものはできてこないかなというふうに思うのですけれども、ただ先ほど総務部長のお答えの中で複合化ということを考えているという新しいフレーズが出てきたものですから、今の段階である程度こういうものをとというようなお考えがあるのかないのかお伺いしたいのですけれども。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 ことしの8月から内部の検討会ということで立ち上げまして、現在検討を進めておるところであります。その中でも敷地の関係ですとかも検討しておりますけれども、その中で建物の部分ということで複合化をすることによって、これから人口も減少するかもしれない時代ですので、施設を有効活用した中で市民サービスの向上につなげるという観点の中から複合化というところも検討も進めているところであります。その中のまず一つの観点といたしましては、市民の皆様が窓口等で各種手続、あるいは福祉の相談などを行う場合の利便性の向上を図らなければならないというのがあります。今でもその相談業務によりましては市役所でかなうもの、また別な施設に行かなければかなわないものもございますので、これらを1つの位置の中で、建物の中で解決できないのか、これが大きなポイントであるというふうの一つ考えております。また、施設の共用化という部分で例えば会議室等がありますけれども、それらの施設の共用化を図ることによってまた効率化も図れないのかなという部分も考えているところでございます。また、現状といたしましては、非常に大事だと思われていますのが防災機能の充実ということで、例えば災害対策本部ですか、それらを設置できるもの、あるいは将来的にいきますと備蓄の関係等もありますので、それら備蓄も含めながら複合化も考えれないのかなというふうに、今現状といたしましてはそのような観点の中から検討しているところでございます。どの施設かということにつきましては、まだ内部検討の段階で、詳細につきましては市長にも報告しておりませんので、この場でご報告することもできませんけれども、基本的にはそのような考え方の中で、多面的な考え方の中で現状といたしましては検討を進めているというところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、3点目に参ります。

公共交通の関係なのですけれども、残念ながら9月の実証実験ではかなり少ない数で終わってしまっているのかなというふうなことを感じます。私はバスもタクシーも乗らせていただいたのですけれども、両方とも1人でした。私1人だったです。一緒に乗る方はいらっしゃいませんでした。これそもそも市の職員の人たちって乗ったこと、部長はどちらか乗られましたか。ごめんなさい。いいです。うんかどうかちょっと。乗っていない。所管の課長、乗ったことありましたか。ない。何で乗らないのですか。乗ってみるとわかるものです。これはこれからある程度かなりメインな事業になると思うので、2月のときはぜひ皆さん、部長の皆さんも市長もできれば乗ってもらったらいいいと思うのですけれども、乗ってみると意外とアンケートにはないようなというか、先ほどの余り報告の中でなかったのですけれども、この部分での2回目の質問にかえていきますけれども、その後私はいろんな声を聞いています。まず、何で美唄のバスだったのという、ここの問題なのです。それと、料金が高いってやっぱりあるのです。バスで200円なのです。このバスに関しては、路線バスでも180円だし、障害者手帳持っていたら90円で乗れるという話もありました。タクシーなのですが、片道500円なのです。小学生以上1人について500円なものですから、例えば夫婦で病院に行くと1,000円かかってしまうということがあります。やっぱり高いのではないかなという声があったり、始発8時、次が11時というのは、先ほどの答弁でいくとその間にもまた今度はやってみるということがあったので、あれなのですけれども、それから北地区のほうではなぜバスが走らないのかと、今度はこれを逆にするというお話もあったので、それは声もある程度聞かれているのかなというふうにも思うのですけれども、今何点か私質問しましたけれども、その点まずお答えいただけますか。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 何点かご質問がございました。

初めに、バスに乗っている、乗っていないという部分につきましては、バスには実際は乗車はしていませんけれども、バスの運行状況を把握するためにそのバスと一緒に動いたことはありますけれども、乗るべきかどうかというところでは乗っていないというのが現状であります。それについては、私ども職員も同じような形で利用状況を把握しなければならないということで一緒にバスについて車で移動したというケースはあるものでございます。

続きまして、なぜ美唄のバスかということで、こちらにつきましては地域公共交通会議の中の事業として実施したところでありまして、それらについての計画の策定につきまして委託をいたしまして、こちらについては委託業者が決定をされまして、その委託業者の中でバスが決定されたということで美唄のバスになっているという状況でございます。なかなか市内のバスが利用できるような状況にはないというのがありまして、タクシー関係

につきましては市内の事業者さんと相談しながら利用は図れてはおりますけれども、なかなかバスにつきましては、今バスの確保も非常に難しいという状況がありますので、このような中で美唄のバスが配車になったという経過でございます。

あと、料金が低いという件につきましては、基本的にはわかりやすい料金ということでこのような形を設定させていただきました。距離数によっては、近くの方もいらっしゃいますし、長い時間乗ることがご本人のためになったのかどうかは別にいたしましても、ルートの関係で非常に長い距離を乗られている方もいます。そのような状況の中でバス200円、タクシー500円ということで設定をさせていただきましたけれども、これらの料金の設定につきましては、さきに開催されました地域公共交通会議の中でも、料金の設定としては実証運行なのでやむを得ないかもしれないですけれども、やはり基本的には地区ごとの料金を定めたほうがバランスがとれるのではないかというご意見も賜ったところでございますので、それらも踏まえながら料金の設定等も考えていかなければならないというふうに考えておりますけれども、2月に実施いたしますバス、乗り合いタクシーの運行につきましては同様の料金で進めるということで、現状といたしましては地域公共交通会議の中で認められたところでございます。

あと、時間帯につきましては、基本的には今回の事業が公共施設を結ぶというのが一つの考え方としてありまして、市立病院の通院の方も考えながら今回時間帯の設定等も行いまして、早い時間等もありました。ですけれども、なかなか利用状況が芳しくないということも考えながら午前中の利用もふやしてみたり、あとは土日につきましてはやはり通院ということが土日であれば利用としてはありませんので、買い物で利用される方が利用しやすいような時間帯に、今回につきましてはその点については修正をさせていただきながら2月の実証運行に向かっていきたいと考えているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 実証実験だからこそ、いろいろ思い切ったことをやられたほうが良いというふうに私は思うのです。ここでお金を取り戻そうとか、何とかしようということではなくて、いかに乗ることを誘導できるかということがメインだと思うのです。だからこそ実験であって、これが本番になってしまったらそんなふうにはいかないのだろうというふうに思うものですから、いろいろなことを考えられながらこの2回の実験を大切に使われたらいいかなというふうに私は思っているのです。事業費の関係も年間に見ると全体で3,400万で、そのうちの国の補助が900万というお話ですけれども、結局は一般財源としてはこのぐらいのことを年間でやるとすれば2,500万ぐらいがかかってしまうということになります。

ここで伺いたいのは、今現在、家にこもる高齢者をなるべく外に出てもらおうということで敬老助成券という制度があるわけですが、これ平成25年度の予算では大体1,000万ちょっとあるのですけれども、この辺との兼ね合いというのはこれからどう

されていこうとするのかというのがお伺いしたいことと、今度のことでいうならば農協の今無料バスというのをやっていますよね、毎週木曜日ですか。こちらのほうも3回ぐらい私乗ったのですけれども、これはまた非常に人気なのです。ほぼ最終的には満車、大型のバスですけれども、30人、40人の方々が乗られるのです。私が乗ったときには、実証実験の吉野のほうというのはなかなか乗られる人がいなかったのですけれども、この農協バスがたまたま晴見団地通って吉野に通ると、この無料バスに吉野の人たちが十何人わっと乗るのです。何でこういうふうに違ってくるのかなというふうに思うのですけれども、この辺の9月の先に向けての考え方として農協の買い物バスというのをどんなふうな分析をされているのかというのをお伺いしたいと思うのですけれども。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今回の実証実験、9月と2月の実証実験を行います。議員おっしゃられますとおり、誘導できる機会という形で考えておりますけれども、基本的には実際の運行になったときのもも見据えながら、200円、500円の料金につきましてもアンケート等をいただきながらそれらの料金設定も行わなければならないというふうにも考えております。地区によっては、500円の料金設定が非常に助かるという遠方の地区の方の意見も聞いておりますので、それらを見据えながら、料金設定につきましても実証実験の結果を見ながらどの程度の方が乗っていただく、例えば料金設定が悪くてなかなか乗ることができないというご意見があれば、それらについても勘案しながら実証実験に向けて検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

あと、1回目の答弁でお話をさせていただきました1年間トータルしての運行経費の部分でありますけれども、こちらにつきましても現状の形の中で計算をしている数字ですので、これらの計算方法といたしましても例えば乗り合いタクシーにつきましても必ず1名の方が乗られるというものの考え方で積算をしているものであります。ですから、乗り合いタクシーにつきましても、乗られる方がいらっしゃらなければタクシーの運行はいたしませんので、それらの部分については逆に軽減が図れるのかなというふうに思っています。ですけれども、バスの部分につきましても、基本的にはバスとして時間帯のルートを決めておりますので、そちらの部分につきましてもバスの運行という形になります。このような形でいきますと、やはり乗り合いタクシーのほうがもしかいたしますと効率的な部分もあろうかなというふうにも考えているところでございます。

あと、敬老助成券との関係ですけれども、敬老助成券につきましてもあくまでも高齢になられた方が家に閉じこもることなく、外に出て行って活動していただくことによりまして元気にお過ごしいただきたいという発想のもとでできている制度でありまして、敬老助成券につきましても3種類のものでございます。その中の一つといたしまして、タクシー券ですとかが非常に多いという状況は私どもも把握しておりますけれども、この制度につきましてもその制度は制度としてやはり存続させるべきではないのかなというのは、私ど



もの担当課のほうの、こちら側のバス運行側のほうの考え方でありまして、やはり公共交通につきましても公共交通として考えていかなければならないのかなというふうにも思います。

あと、農協のバスの関係ですけれども、農協のバス、やはり買い物の中心となりますのは農協ということで利用が多いというふうにも考えております。また、利用料金も無料という形になっていますので、それらも作用しているのかと思います。

今回のこの実証運行に際しましては、先ほどご答弁させていただきましたけれども、基本的な補助のメニューといたしましては交通の結節点、つながるところですので、例えば駅あるいはバスと公共施設を結ぶのが補助としての基本的な考え方であるというふうになっておりましたので、9月の運行につきましては住民説明会の中で市民の方からやはり買い物に寄りたいのだというご意見はいただきましたけれども、基本的にはそのような形で組み立てをさせていただきました。しかし、9月の状況がこのような状況でありましたので、補助のほうのサイドと協議をさせていただきました。今回につきましては買い物する施設についても経由して構わないという状況になっております。それら施設につきましても、なかなか国道には車がとまれないという現状の状況がありますので、若干離れたところになるケースもありますけれども、それらを使いながら今回実証運行をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 さっきから言っているように、せっかくの実証実験、あるいはずっといろんな議員の皆さんも言ってこられた地域公共交通なので、うまくいけばいいなというふうに思います。ただ、これだけ乗る人が少ないということになると、どうしてだろうというのはやっぱりもっともっと真剣に考えていかなければいけないだろう。だけれども、さっきも言ったように農協は乗っているのです、農協のバスは。ということは、絶対需要はあるのです。だけれども、今のところ乗る人が今回は少なかったということは、本当に大きなことだなというふうに思うのですけれども、そこで2月の実証実験というのはもうすぐなものですから、ちょっとお話ししたいのは、いっそのこと今度は無料にする、どれだけの方が乗ってくれるのかというのをやってみるという手はあると思うのです。そこまで思い切って1回目と2回目、だけれども最終的な設定としてはこのぐらいはもらわないとというのはまた次の話としてやればいいのかというふうに思うのです。それから料金にしても無料、これは絶対無料というのは一回やってみるべきかなというふうに思います。

それと、時間がないので、あれなのですけれども、バスが走っていても何だかわからないのです、残念ながら。本当はバスが走っているというのは、一番宣伝効果があるはずなのです。だから、ただいま実証実験中とかバスに張って、動いているもの自体を宣伝媒体みたいになしながら、あれがそうなのだと、では次今度乗ってみようぐらいな、やっぱり本

当にしっかりと知らせをして乗ってもらおうということを、この2月にはぜひ行ってほしいなというふうに思うのです。細かいことというのは、まだまだ言いたいことたくさんありますけれども、基本的にはまず乗ってもらわないことには話にならないではないですか。それが料金が高いだったのかどうだったのかというのは、これも違うことをやってみないと実験ってできないものです。そんなことも含めながらお話を、2月に向けてのお話というところで絞り込んでご答弁いただければと思います。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 2月の実証実験に向けてということでお話がありましたけれども、今回の地域公共交通の部分につきましてはあくまでも地域公共交通会議という形の中でサービス事業者さんですとか各関係機関、あるいは市民の方を交えた中で今回の事業を組み立てているところでございます。予算につきましてもそちらの交通会議の中の予算という形をとっているところでございますので、そちらの中で議論されるのが基本的な考え方だと思っております。これらの交通会議につきましては、計画を策定後も交通会議という形の中で運営をしながら、本格運行が始まりましては始まったものが全てそのままいくというものではないというふうに考えております。それらも運行しながら、どのような形の運行が砂川市に最も適しているものなのかをこの交通会議の中で検討しながら進めていくという考え方でございます。2月の実証運行につきましては、11月29日に行われました地域公共交通会議の中でこのような形で運行されるということが決定されている事項ですので、こちらにつきましてはご理解を賜りたいと存じます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

答弁漏れがございました。バスに表示をするか何かでPRということにつきましては、確かに普通に走っていますとなかなか公共交通のバスだと、車だというのはわかりづらい部分ありますので、こちらにつきましては運行する事業者さんと協議をしながら、市民にとってもアンケートの結果といたしましては7割ぐらいの方が認識をされているということがありますが、まだまだ不足している部分があるかと思っておりますので、事業者さんと協議しながらそのような形で対応もしていければなというふうに考えているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 時間ないですけれども、地域公共交通会議に任せているからと、これ逃げですよ。議会でいろんなアイデア出したって意味ないではないですか。もう会議で終わっているのだからと。市長、これでいいのですか、本当に。市長の政策ってここにはないのですか。全部地域公共交通会議に任せていいというふうに思っているのですか。

○副議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 地域公共交通会議につきましては、18名の委員から成っているものでございまして、その中には運輸局を初めバス事業会社、タクシー事業会

社、そのほかには地区のバス協会等、それから市民の代表であります町内会連合会、老人クラブ、社会福祉協議会等が入っているところでもあります。この中で考えていかなければならないのは、そういう事業者の考え、やはり利害関係が生じるものでありますから、合意形成を図りながらこの会議体の中で決定していかなければならないという状況がありますので、市が主導的ということではございませんので、やはりこの会議に諮りながら合意形成をしていかなければならないという位置づけになっておりますので、決して逃げ口上とかというのではなくて、この会議を尊重しながらいかないといけないと次の事業展開するに当たっても、先ほどの話でいけば中央バスの補填みたいなのところにも、そちらの利用客が減るということになってこれもまずはまずい状況もございますので、そういった部分もやはり配慮しながら調整していかなければならないので、それでこの会議に諮っていくということでございます。

○副議長 飯澤明彦君 沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、大きく1点について一般質問をしてみたいです。

1、成年後見制度の取り組みについて。成年後見制度は、認知症や障害等の理由により判断能力が十分でない方が住みなれた地域で安心した生活を送ることができるよう、親族または弁護士、司法書士等の専門職が後見人となって本人の財産や権利を守る制度です。現在では地域住民の新たな支え合いとして、同じ地域に住む住民が判断能力の十分でない方を保護、支援するための後見を行う市民後見人の活動が全国各地で始まっています。砂川市でも判断能力が十分でない方の権利を守るため、身近な立場で支援する市民後見人の養成を目指して、市と北海道の共催による市民後見人養成研修が9月の28日から11月の11日まで講義や実習等の研修が全9回にわたり行われ、参加された20名の受講者が修了されました。今後、市は市民後見人の活動を進めるに当たり、どのような取り組みを考えているのかを4点についてお伺いいたします。

(1)、市民後見人養成研修を修了された受講者への今後のフォロー体制はどのように考えているのか。

(2)、市民後見人を活用して市の成年後見制度の今後の取り組みはどのように考えているのか。

(3)、今後、市民後見人養成研修の実施予定はあるのか。

(4)、成年後見制度において市長による申し立ての実施状況はどのようになっているのか。

以上、1回目の質問といたします。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 大きな1の成年後見制度の取り組みについてご答弁申し上げます。

初めに、(1)、市民後見人養成研修を修了された受講生に対する今後のフォロー体制

についてであります。市民後見人の育成及び活用につきましては平成23年に改正された老人福祉法において、市町村の努力義務として市町村長による後見等審判請求が円滑に実施されるよう後見等に係る体制の整備を行うことが規定されるとともに、都道府県の努力義務として市町村の後見等に係る体制の整備に関し助言、その他の援助を行うことが規定され、昨年4月に施行されたところであります。このように都道府県と市町村に努力義務が課されたこともあり、本市では地域における権利擁護体制の充実を図るため、9月28日から11月11日まで全9回にわたり北海道との共催による市民後見人養成研修を実施し、20名の方が修了されたところであります。この修了された方々に対する今後の支援であります。意欲の継続や養成研修で学ばれた内容の復習や補完のほか、最新の情報の提供などの必要性を認識しているところであることから、今後どのような支援が可能であるか検討してまいりたいと考えております。

続きまして、(2)、市民後見人を活用して市の成年後見制度の今後の取り組みはどのように考えているかについてであります。成年後見人等につきましてはこれまで親族のほか弁護士や司法書士などの専門的な知識を有する方の選任が一般的でありましたが、核家族化や高齢化の進行により需要の増大が見込まれ、法人後見のほか市民後見人による後見も想定されているところであり、市民後見人が安心して活動できる環境を整えることが必要であると認識しておりますので、今後どのような手法による取り組みが適切か検討してまいりたいと考えております。

続きまして、(3)、今後における市民後見人養成研修の実施予定であります。国や道の施策を含め全国的な動向として成年後見制度に対する需要はますます増大するものと見込まれており、市民後見人への期待も高まってきているものと考えております。市内における養成研修の実施につきましては、今年度修了された受講生の意向や今後における市内の需要及び必要性を勘案し、必要と判断された場合には実施について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、(4)、成年後見制度における市長申し立ての実施状況についてであります。申し立てを行う親族等がない状況で、調査の結果、成年後見等の必要があると判断された場合、市長が申し立てを行うものとされているところであり、これまでの実績につきましては平成24年度に1件、今年度はこれまでに1件の申し立てを行っております。

○副議長 飯澤明彦君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今の答弁を聞かせていただいた中で私なりに感想をというか、感じた部分は、今後検討していく部分が多々多かったのかなということでは、今後どういう形で進めていこうかというものが具体的にちょっと見えてきていないなというふうに私は今ほどの答弁を通して感じたところであります。今ほど部長のほうからも答弁がありましたように、老人福祉法が改正されたことによって市民後見に要する後見制度をもう少し充実していきましようといったことの流れから、努力義務も含めて市町村としての対応が必要であ

ったといったことでの今回は市民後見人の養成講座を実施されたということでは、私の聞く範疇では空知管内では砂川市の今回の取り組みは初めてであり、率先してやっていたといった部分では大変評価もしておりますし、20名の方が全てにわたって受講されて修了されたといったことも大きな成果になっているのだろうなというふうに思っております。そういったことから、この市民後見人養成講座を修了された20名の方たちが今後どのような形で活動していくのかなというか、活動ができていくのかなといったことを重点に置きながら私も今回聞かせていただければなと思っております。そもそもこれは、北海道でも平成26年度中までには市民後見人の養成を通して1,200名を目指していこうといったことから、23年と24年度においては200名、25年度においては600名、そして26年度、これ3カ年計画あたりだったのかなと思うのですけれども、1,200人の市民後見人を養成していこうといったことの流れからの、今回北海道との共催でもあったのかなというふうにも思っております。

そういったことから、一つ一つまた質問をさせていただきたいと思うのですが、今後のフォロー体制といったことであるのですけれども、正直、今後検討していきますという答弁だったものですから、これについては私自身ももう少し前向きに最初から考えていなかったのだろうかといった部分を感じ取っておりますけれども、先ほどお話ししたように23年、24年度においては道内でも約10の自治体がもう既に養成研修を終えて、その中の4つの自治体がモデル事業として取り組んでもきております。そういったモデル事業に取り組んできた自治体、釧路市とか南富良野町、本別町等々ありますけれども、そここの事業の概要等も見させていただいておりますけれども、もう既に23年度の事業概要とか24年度の事業概要も報告書の中で見させていただいた中では載っておりますけれども、次の段階で市民後見人養成講座を修了された人方に対してのフォローアップ体制といった部分では、再度フォローアップ研修だとかスキルアップ研修といった名称で実施していくといったことがあるだけに、私はまずこのあたりはしっかりとフォローアップ研修というものをしていくべきではないかというか、具体的にどういう形すべきかというものを市のほうもしっかりと考えておくべきではないのかなと思うのですが、この辺は今の段階で具体的なものというのはまだ考えられていないのかどうか、もし考えているのであればそのこともまず1回目聞かせていただきたいなというふうに思っております。

2つ目なのですが、市の成年後見制度の今後の取り組みといったことについても、これは法人後見とか市民後見といった部分あるかと思うのですが、これも今後検討してまいりますといったことでありますけれども、こここのところが今後、市民後見人として活動していこうといった人方のためには一番大事なところの取り組みなのかなと思うのですが、ここで厚生労働省のほうからも出されている市民後見推進事業実施要綱といった部分がありまして、砂川市の場合はまず市民後見人養成のための研修の実施ということではもう実施をされておりますから、今後はフォローアップのことをどうするかということ

なのですけれども、その次に市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築だとか、市民後見人の適正な活動のための支援をしていくべきではないだろうかといった、またその他には市民後見人の活動の推進に関する事業といったことで、市民後見推進事業実施要綱の中にはこういった大枠でうたわれているのですけれども、今後検討してまいりますということでありすけれども、今現在、検討していること自体もまだでき上がっていないのか、またはある程度こういった青写真もあるのだけれども、ただこれについては実施主体は市町村ではあるけれども、時によっては地域、市町村にある社会福祉協議会だとかNPO法人等の団体等に委託をしてもらうといったことも可能だということもあるかと思うのですけれども、この辺今の段階でどのような今後の取り組みとしての考えを持っているのか、いま一度お聞かせをいただきたいなと思っております。

それと、今後、市民後見人養成研修の実施についてはということでは、養成研修を修了された修了生の皆様方の意向だとかもいろいろ聞きながらも含めて必要かどうか判断してまいりたいということでありましたけれども、もう既に先ほどお話ししたように道内では10自治体のまちでは養成研修を修了され、本格的な活動をしてきている中、またモデル事業の概要も見させていただくと、もう二度三度とこの市民後見人養成研修というものを取り組んできているわけですけれども、さらなる養成研修を通した中での市民後見人をふやしていくといったことの必要性からも私は2回目、3回目と必要というふうになってきているのではないかというふうに思うのですが、この辺いま一度お聞かせいただきたいなと思っています。

(4) 番目に、申し立ての関係は、平成24年度で1件、25年度で1件ということで、これもたしか平成25年度予算の中にも若干計上はされていたかと思うのですが、市長による申し立ての関係においては手数料とか郵便料、診断書料、鑑定料等の費用を助成していきますよというのと、そういったことがあるわけですけれども、そもそもこの申請書作成の場合、専門の方に申請書を書いてもらわなければいけないという場面もあるかと思うのですが、そういった場合は経費がかかってくる分あると思うのですけれども、砂川市の場合はそれぞれ24年度1件、25年度1件とあったわけですけれども、どのような形で対応されていたのか、この辺もわかる範囲でいいのですけれども、聞かせていただきたいなと思っております。

以上、2回目を終わります。

○副議長 飯澤明彦君 沢田広志議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時58分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員の質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目のフォローアップ研修をすべきではないかと、この具体的な内容については持ち合わせていないのかということだったと思いますが、このフォローアップ研修、平成26年度、次年度においてこれは具体的にその中身を詰めて要望があれば実施しようというふうには思っております。ただ、今現在、具体的にというお話でしたけれども、例えばこれが民法ですとか、裁判所への手続ですとか、そういう事務的な部分のフォローアップなのか、あるいは高齢者の介護保険制度ですとか、福祉制度ですとか、そういうことに対するフォローアップですとか、あるいは実習もそのときはされておりますけれども、そういう施設を訪問して実習をされるのか、この部分につきましてはやはり終わりました修了生に、次どのようなことでフォローアップが要るのかというようなことはぜひ確認をした上で次の方策を定めていきたいというふうに思います。先ほどちょっと事例が出ておりましたが、先進地の中では例えば市民講座にその方を派遣して、それでフォローアップ研修と、こうやっているところもあるようですから、かなりこのフォローアップ研修の中身についても幅広いことができるということになってございますので、こちらのほうはもう少し時間をいただいて、きちんとその内容を精査した上で具体的な方向性を定めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の市の今後の取り組みということ、これも具体的にということでございますけれども、恐らくここでは後見センターというのを想定をされているのかと思っておりますけれども、これは市町村が直接関与するというのは、実際、後見者と被後見者の契約的な傾向と、契約ということになると思いますので、そうなりますとなかなか市町村が直接これに関与するというのは難しいと思いますので、先ほどお話ありました外部委託ができて、そういう後見センターができていないかどうかということについては、これは少し内々で検討協議を既にさせていただいておりますけれども、ただ外部委託する場合にはまだ少し状況といいますか、まだそこまで至らない部分がありますので、少しこれは時間がかかるかもしれません。ただ、内々にはその辺の協議は進めさせていただいているということでご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、3点目の養成研修、これも二度三度行っているというお話がございましたけれども、これも修了者とお話をさせていただいて、これは先ほど来お話あるようにかなり広い範囲で、日数も時間もかなりの時間を要しておりますので、これを実際に受けた方が本当にまたもう一度受けてさらにそれを詰めていきたいのだというようなことがあるのかどうかというのは、これはまたその修了者の方と十分にお話をさせていただかなければならないというふうに思います。ただ、實際上専門以外の方でいけば、親族の方が成年後見受けている方もおりますが、この方たちは恐らく今修了された方たちよりもかなり知識的にはそこまでいっていない方であってもいろいろ手助けを受けながら成年後見を行っ

ているということがありますし、またもう一つは成年後見自体も、これはおわかりだと思  
うのですけれども、複数人が成年後見を受けられると、そこには監督人というのを裁判所  
が指定をしてつけます。ただ、その複数の後見人が希望すればこの監督人も複数人つける  
ことができます。その複数人のうち、例えばこういう方でという願いをすれば、これが  
100%通るかどうかはわかりませんが、その後見をする上での相談ですとか助言  
もその監督人から受けられるというようなこともありますので、ですから実際にこの研修  
を二度三度積み上げるのがいいのか、それとも実践で少しずついくのがいいのか、これに  
ついてはやはりその修了された方とちょっとお話をさせていただきながら詰めさせていた  
だきたいというふうに思っています。

次に、4点目でありますけれども、申請者の経費の関係ということですが、これは今ま  
で2件ございましたけれども、その1件のケースの中では申し立て費用として6万5,9  
30円かかっているケースがありまして、この場合は収入印紙が800円、登記印紙代が  
2,600円、郵便切手代が2,530円、ここに鑑定料というのが6万円、これ人によ  
って鑑定料が必要になったり、診断料が必要になったりというケースがございます。合計  
6万5,930円かかっているケースが1件、それからもう一件につきましては収入印紙  
代が800円、登記印紙代が2,600円、郵便切手代が2,840円、合計6,240  
円の申し立て費用がかかっています。ただ、実際に事務、申請書全て書いているのは市の  
職員が書いておりますので、この経費はここには入っておりません。実際には申し立て費  
用としてお支払いはしていますけれども、財産があるということで後ほどこれは全て市の  
ほうに戻ってきているという状況でございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど答弁いただいたところであります。(1)から(4)というこ  
とで質問もさせていただいていますので、(4)の申し立ての件はわかりました。一番心配  
だったのは、申請するというか、書類作成にもお金がかかる、ただこれ助成対象になら  
ないのではないかとといった部分がちょっと私もありましたので、そういう点では市の担当者  
がその作成も含めて恐らくノウハウを吸収しながらやられているかと思うのですけれど、  
そういった部分では対応されているということでは、この点については理解をさせていた  
だきました。

あと、(1)から(2)、(3)については恐らく今後の成年後見制度の取り組みにか  
かわって出てくる分あるかと思うのですけれども、ただ(1)の今後のフォロー体制の中  
では平成26年度要望があれば実施も考えられるというようなことでありますけれども、  
そこで私も性急的に聞くと、なぜすぐやらないのだろうかという不思議もあるのですけれ  
ども、ずっとよく考えて他市の状況見ているとやはり段階的にやっているのです。この1  
年目は養成研修しましたと、次の年にはスキルアップ、フォローアップも含めてやってい  
ますという段階を踏んでやってきているなど。というのは、23年度から始めているとこ



ろは23、24年、25年度ですから、ことしで3年目、こういう段階を踏んできているのだろうと思いますから、来年、26年度フォローアップ含めて要望があればということでもありますけれども、私は要望があるなしにもしっかりとやっていただきたいなというふうにも思っています。というのは、聞き及ぶところによると修了生の大半の人方が結構砂川市内にというか、NPO法人の後見の団体の勉強会が月1回、これは残念ながら隣町で実施しておりますけれども、結構参加されていると。というのは、やはり今回養成研修を通しながら非常に難しい部分ありながら、でもなおかつこういったことを取り組んでいこうという意欲があるというふうに私は受けとめているものですから、そういったところでも勉強しに行っているといったことでは少しでも早くいろんな形で私はフォローアップというのはきちっと体系的につくっておいたほうがいいのかというふうに思っております。その中で南富良野町は、モデル事業のところでもありますけれども、あそこはたしか24年度あたりは毎月1回フォローアップ研修ということですとずっとやっていた部分があったものですから、ただ内容についてはそれぞれの状況に合わせてながら講座名もつくってやっているようですけれども、そういったこともある分では今回の修了生の皆さん方のいろいろ情報交換も通しながら、どうあるべきかも含めてやっていくべきことなのかなと思いますけれども、であれば今後その修了された人方との情報交換、意見交換的な部分というのは今後どこかの時点で必要なのだろうと思うのですが、この辺はいつごろというふうに考えられているのか。

それと、これに関連してなのですけれども、先ほど言ったように養成講座を修了した人方は今恐らくもっと知りたい、もっと経験したいという部分があるようにも聞いておりますので、そういった意向の中で例えば自主的に修了生の皆さんが情報交換会とか勉強会をしてみたいといった場合の、残念ながら恐らく名前と顔が一致する方はやりましょうという声かけになるのでしょうかけれども、そういったときに市サイドとしてこういったことやりたいのだけれども、ちょっとお手伝いもらえないだろうか、例えば呼びかけをするときの案内だとかという部分の、そういったことというのは市のほうではできるかできないのか、この辺考え方を聞かせていただきたいなと思っております。

それと、今後の市民後見人の活動をどうやってフォローしていくかという部分においてなのですけれども、厚労省のホームページ見ますと北海道の先ほど言ったモデル事業をしているところが事業概要として出ているものですから、その中で私はどちらかという本別町さんを見やすく、わかりやすくと思って見ていたのですけれども、ここは主体は町なのですけれども、一部委託で社会福祉協議会へ委託してやられている。そこで後見実施機関のような形をつくってやっているようにも見させていただきました。そういったことができ上がってくると、今度ここが主体的になって市民後見人養成講座を開催をしたり、または今後のフォローアップをどうしたらいいのだろうかといったこともされたりとかということをしつずつ毎年段階的に踏みながら実施というか、考えをされているのかな

と思っています。そういったときに、先ほど部長のほうからも修了生の意向を聞いたりとか情報を聞いたりとかという話もあるのですけれども、結構他で先行的にやられているところはそこで検討会とか、例えば市民後見推進事業検討委員会とか、これは本別町でもつくっているのですけれども、これに対してきちっと体系的につくるための検討会または準備会みたいな形をつくられてはいるのですけれども、砂川市の場合は今後これをしっかりと取り組んでいくに当たってはあくまで内部的な担当の職員だけの中で話をされていくのか、場合によったらそれぞれ弁護士さんとか司法書士さん、行政書士さん、社会福祉士さん、または社会福祉協議会の職員だとか社会福祉関係に関連している人方が集まって、先行されているところはやられているのですけれども、こういったことを含めながらの検討しながら体系的につくっていきましようとかといったことについては今の段階ではまだ難しいのか、もしくはこの辺の考え方というのは持っていらっしゃるのかどうか、この辺も聞かせていただきたいなと思っております。

養成研修の件については、この後恐らく取り組みの件も含めながら出てくる分あるかもしれないですが、まずはこの件について聞かせていただきたいなと思っております。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、順次ご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、意見交換、修了生の方との、これをいつごろ予定しているのかということでございますけれども、具体的に今修了終わって約1カ月ですので、いついつまでというのは持っておりませんが、少なくとも年度内の早いうちにご意見はお伺いをしたいというふうに考えております。

それから、2点目の自主的に勉強会を開催する場合の市のかかわりということですが、こちらのほうは自主的に勉強する中身といいましようか、例えば市のほうが案内をして関与をするのか、全くその修了生の方だけでやるのかということでも多少違うと思いますが、ただ例えば修了生の方だけでやるにしても、もしそれぞれの住所、連絡先がわからなければこれは市のほうで直接その方たちに連絡先を教えていいですかと行ってそこに情報を提供すると、同意のもとにですけれども、こういうことはできますし、例えば市が少しでも関与するのであればそれは市がご案内を差し上げるということも可能だと思いますので、こちらのほうは少し具体的にどのような手法で集まれるのかというのは担当のほうにご相談いただければ今のような形でご協力はさせていただきたいというふうに考えております。

それから、3点目ですけれども、フォローアップの関係、こちらモデル事業なんかがあって実質的に市以外のところに委託もされていると、こういうような形態をつくれないうかというようなことですが、こちらのほうは先ほどもご答弁させていただいたのですけれども、やはり他の団体あるいはNPO法人が入ってくるとなると、これは事前に少しお話をさせていただいていますけれども、これを構築するまでにはまだ少し時間がか

かるのかなというふうに私のほうは考えております。ですから、実際にこの研修を行って、その時点でこういう構築が既にできていれば一番いいのですけれども、ただ少なくとも今この研修を行って具体的にはフォローアップも26年度以降は意見を伺いながら実施をしようという形にしておりますので、もしここに委託できるような団体、NPO法人ができてくるとすれば、それは一番望ましい形になりますので、方向性はそうなるかどうかは別にしましても市としてはそういう形では随時動いてまいりたいというふうには考えております。

それから、4番目のこれは専門の司法書士さん等を入れた体系的なそういうフォローアップというお話でしたけれども、こちらのほうにつきましては私どものほうで今のフォローアップの体系ですとか、それから後見センターの形ですとか、この辺がまだ少し内々に動いている形ということになっておりますので、実際に体系的にこう構築をしてこういうものをつくるのだというところまでは、大変申しわけないのですが、まだ至っておりませんので、実際に専門職の方を入れて行うということについては、これは少なくとも検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、ちょっとまだ準備不足といいますか、ですからその辺も含めてこの部分は検討させていただきたいというふうには思います。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 大体中身的にはわかってまいりました。できる限りスピードアップはしてほしいなと思っておりますけれども、先行されているモデル事業された他市の状況見ても一年一年時間をかけながら少しずつつくられていく部分あるのかなと思っています。そういった中でちょっと違う部分が見えてくるのが、今回養成研修自体は砂川市が主体となって実施をされているということでもありますけれども、過去の先行されている10の自治体の中には全部委託しているところもあれば、一部委託をしているところもあれば、市主体でやっているところもあればということで、それぞれの考え方、取り組み方、時にはやっぱり福祉の関連もありますから、そのまちの規模に合わせながらその他の団体との連携もとりながらやっているということでの全部委託といったこともあるのかなというふうにも思っております。そういう点では、何となく聞いているとまだまだ一步一步足を踏み込みながら進んでいるというふうに私は受けとめたのですけれども、そういった中でも今後私はやっぱり必要なのは市としての主体的な部分の責任の明確化、要するに実施をしようという明確な形というのは大事だとは思っていますし、もちろん修了に向け、養成研修自体も実施されてきたわけですから、それはあるのだろうなとは思ってはいるのですけれども、ただそういった中で先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、釧路市なんかは市民後見推進協議会をつくったり、南富良野町とか本別町は検討委員会をつくって後見実施機関だとか養成研修だとかを体系的につくるための検討をされて、それを一つ一つ積み上げてきているというふうにも先行的なモデル事業見ますと載っているものですから、砂川も先行されてやられている自治体のことは恐らく学んだりいろいろ調べた中で実施は

されていると思いますけれども、やはりいいところはいいところとして私は取り入れながら、これは道内認知症と言われる14万人いる中での対応として北海道としては1,200人養成の話の一つでもありますので、そういった部分では非常に大事なことであり、これからますます認知症に対応していかなければいけない市民後見人という部分の要望もふえてきていますけれども、認知症の方たちもまだまだふえる要素があるというのは厚生労働省の中でも数字的には出ていますから、そういった対応でもあるかと思しますので、そういったことを踏まえていくなれば私も今からでも遅くはないと思うのです。市としてこれをどうやってやったらいいのかということ、砂川市はもちろん、福祉に関連する人方、または法律関係も出てくるものですから、残念ながら砂川市内には弁護士さんはいらっしゃいませんけれども、ただ砂川にも行政相談に来られる弁護士さんもいらっしゃるわけですし、もちろん司法書士とか行政書士の皆さんもいらっしゃるわけだから、そういった人方と一体的にどういう方向を進んでいくべきなのかなということも私は考えていってもいいのかなというふうに思うのですけれども、こういった考え方についてはいま一度考え聞かせていただけないかなというふうに思っています。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 市のほうの考え方ということでございますけれども、先ほどからご答弁はいろいろさせていただきましたけれども、市でできるものにつきましては直接関与していきたいというふうに思っています。ただ、先ほど言った市ではなかなか難しい後見センターですとか、こういうものについてはやはり一部外部にお願いをしなければならぬ部分もございます。

それから、最終的に協議会なりの中で専門職を入れて体系的に市民後見人のフォローアップをしたかどうかということでございますけれども、これは先ほども申し上げましたとおりその部分も含めて今後十分に検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 検討していただけるということなものですから、この辺一步一步しっかりと踏み込みながら、なおかつスピードを保ちながらやっていただきたいなと思っています。

そこで、今回養成研修も修了されたわけでありましてけれども、今後のことを含めながら考えますと、成年後見制度自体も本当は介護保険制度できたときからある程度一緒に動いてきた部分があるとは思いますが、この市民後見人ということ自体も恐らく砂川の市民の皆さんは余り熟知されていないというか、しっかりとわかっていない方たちもまだいらっしゃるのではないかなというふうに思うのです。そのためには、今回これを通しながら私も多くの人方に知ってもらいたいと思いますが、まずは市民の皆さんにも市民後見人の役割だとか、市民後見人とはこういうものですよといったことは、やはり市が主体的である中での市の責任を持ってもっと周知、要するにPRというものをしっかりとしていかなければ

ればいけないのかなと思うのですが、それと関連して言いますと、これは秋田県の横手市でももう既に先駆的にやられている部分ですけれども、ここ後見ニーズの把握のためにも市民後見相談会とかということも実施をされているわけですけれども、そういったこともある部分ではどんどん、どんどんこれからしていかなければいけないかと思うのですが、こういった考え方についてはどういうふうに思っているのか、それを聞かせていただけないかなと思っています。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 市民後見制度の周知につきましては、養成講座も行っておりますし、こういう制度がありますというのは今後積極的にPR、周知ということは行いたいというふうに思います。その中で相談会的なものが、実際に市民の中でそれが必要かどうかというニーズもございますし、それから一部高齢者施設なんかにはどのようなニーズがあるのかという、ことし9月に調査をかけておりますので、その辺の市民ニーズを見ながら必要があればこれも具体的に考えてまいりたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 大体わかりました。

最後に、お話をして終わりたいと思いますけれども、砂川市は支え合いネットということで高齢者を見守りしていきましようといった部分では、少しずつ階段を上りながら着実に進んでいるなと私は思っています。まさにこことも一体的な部分が出てくるのかな、要は基本的に言ったら支えなのです。支え合いの中から気づきも含めてどうやってわかってきて、そして対応していくのかといったことがあるのかなというふうにも思っております。そういったことを考えながら、この市民後見人というのは国がやはり必要だという、弁護士とか司法書士さんだとかの専門職以外にも市民、要するに地域住民に、住んでいる方たちにもお手伝いいただきながらみんなで支え合っていましようといったことの一環としての市民後見人であるというふうには私は受けとめておりますので、そういった部分では今後しっかりとやっていただきたいなということと、それと修了された20名の方たちはそれぞれ仕事をしている関係があったり、いろんな多種多様な方たちがいるかと思っておりますけれども、そういった中では市民後見人として家庭裁判所への推薦だとかという部分についても今後どういう判断されるかというのはそれぞれあるかとは思いますが、基本的にやっぱりそういったことを学び、そして地域活動にもしていこうという意欲があるのだろうなというふうにも、私は20名しっかりと約50時間ほどかけて講座をしてきた人方だというふうに聞いておりますから、そういった部分を含めてやる気があるのだろうなと思っておりますので、そういったやる気のあるうちにか、意識が強いときになるべく早くやっていただけることをお願いをして、私は一般質問これで終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 一般質問は全て終了いたしました。

◎日程第2 報告第1号 監査報告

報告第2号 例月出納検査報告

○議長 東 英男君 日程第2、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第3 意見案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について

意見案第2号 重要5品目の聖域すら守れないならTPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加から撤退することを求める意見書について

意見案第3号 JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書について

意見案第4号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書について

意見案第5号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する要望意見書について

○議長 東 英男君 日程第3、意見案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について、意見案第2号 重要5品目の聖域すら守れないならTPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加から撤退することを求める意見書について、意見案第3号 JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書について、意見案第4号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書について、意見案第5号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する要望意見書についての5件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第5号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第5号までを一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 東 英男君 これにて日程の全てを終了いたしました。

平成25年第4回砂川市議会定例会を閉会いたします。

皆様のご協力により、日程どおり無事に終わることができましたことを御礼申し上げます。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 2時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年12月11日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員